

フランス法における被保険者の失権について

加瀬 幸喜

目次

- 一 はじめに
- 二 総論的考察
 - 1 緒説
 - 2 法的性質
 - 3 失権とその類似概念との相違
 - 4 失権の発現形態
 - 5 小括
- 三 各論的考察
 - 1 失権条項に対する規制
 - 2 失権の主要形態
 - 3 失権の効果

フランス法における被保険者の失権について

4 失権適用の障害事由

四 むすび

一 はじめに

わが国の保険約款を通観すると、様々な場合に、保険金が支払われない旨が規定されている。例えば、住宅火災保険普通保険約款によると、保険契約者、被保険者等の故意、重大な過失または法令違反行為に起因する損害（二条一項）、戦争、内乱または地震等に起因する損害（二条二項）、保険料領収前に事故が発生した場合（二条三項）、損害の発生後に告知義務違反を理由として契約を解除した場合（七条四項）、保険の目的物を譲渡したときなど通知義務が課せられている場合において損害の発生前にそれを履行しなかったとき（八条二項）、保険契約者または被保険者が正当な理由なしに保険事故発生のお知らせまたは損害見積書等の提出を怠った場合または不実の損害見積書等を提出した場合（一四条三項）である。

わが国では、これらの場合を、一口に「保険者の免責」と呼んでいる。しかし、その保険者の免責を少し掘り下げて考察してみると、当然のことながら、それらの性質および根拠は一樣ではない。そうだとすると、これらの「免責事由」を分類し、それらにいかなる法的効果を付与すべきかを検討する必要がある。そこで、本稿では、その前提作業として、フランス法における被保険者の失権（*déchéance*）を検討する。フランス法においては、保険金が支払われない場合を、被保険者の失権、危険の除外（*exclusion de risque*）および担保の休止（*suspension de la garantie*）等の多様な概念によって分類し、これらに異なる効果を与えているからである。

被保険者の失権に関する研究には、すでに鈴木教授の先駆的な論文がある。^①同論文は、①ピカール・ベッソン

(Picard et Besson) 教授のテキストを基礎としてフランスにおける被保険者の失権概念について、その法的性質・効果および類似概念との相違などを明らかにし、さらに②イギリス、ドイツ、フランスおよびわが国の火災保険約款の失権条項、特に被保険者の通知義務に関する規定を比較検討し、わが国の火災保険約款二七条の規定について、「失権事由とされているものが広範曖昧であるとともに、約款の規定通りに失権を課するとすれば結果は被保険者にとって苛酷に過ぎる面をもっている」と指摘する。^②

本稿には、二つの課題がある。第一は、わが国約款の「免責事由」を分類する前提作業として、フランスにおける被保険者の失権概念の法的性質、類似概念との相違等を考察することである。第二節総論的考察において、その検討を行う。すなわち、一九三〇年にベッソン教授が発表した被保険者の失権概念についての論文を中心とし、^③それが今日学説および実務においてどのように受容または修正されているかを検討する。ベッソン教授のデビュー作品である右論文は、もちろん教授自身にとって記念すべき作品であるが、そのみならず、保険契約法が制定され、『Revue générale des assurances terrestres』誌が創刊された一九三〇年に、同誌の創刊第三号四号に掲載されたものとして、保険学史上も意義ある論文である。第二の課題は、失権条項に対する規制、失権の効果の制限を考察することである。なぜならば、保険金請求権を剥奪する失権は、保険者にとって大変有利な法理であるので、保険者はこれを濫用するおそれがあるからである。フランスでは、この濫用を防止するために、失権条項（約款）に対する規制、失権の適用に対する規制、失権の抗弁制限といった法理が発達している。そこで、第三節各論的考察においてこれらの法理の現状を検討する。最後に、フランスにおける議論を踏まえて、わが国の約款について若干の考察を行う。

二 総論的考察

1 緒説

本節では、ベッソン教授の前記論文を基礎として、失権の法的性質、失権とその類似概念との相違および失権の発現形態について考察する。ベッソン教授の論文を素材とする理由は、①今日までの失権に関する研究の中で、同論文が最も詳細でかつ体系的な論文であり、また②一九三〇年に右論文が公刊されて以降、失権に関する研究は同論文を軸として展開されているからである。

ベッソン教授は、右論文を執筆した動機および目的を次のように述べる。「保険法の分野において、おそらく、失権の概念ほど再三援用される概念は少ないであろう。この制裁の適用が争点となった事件数を確認するには、判例集を一覧すれば十分である。特に注目すべきは、一九三〇年以前の判決である。というのは、一九三〇年法（保険契約に関する一九三〇年七月一三日の法律を指す。以下、本法律を保険契約法と略称する）制定以前には、失権に対する規制を欠いていたから、保険会社は自由に〔約款を〕作成し、自己の優越的地位を利用・濫用し、約款の中に厳しい規定を挿入したからである。その結果は、最も無意味だと思われる義務に違反した場合でも、被保険者は保険金請求権を剥奪されるというものであった。とりわけ、危険の増加および保険事故発生のお知らせ義務については、厳しい制裁が課せられており、この実務上の濫用は、保険会社を攻撃する際の格好的である。しかし、しばしばそうであるように、最も不正確な概念は最も有用な概念である。一般に、その性質および内容を正確に理解せずに概念を利用することがある。失権の概念は、まさにその例であり、この概念に多少なりとも正確さを与えることは、無益なことではないであろう。」⁽⁴⁾つまり、ベッソン教授は、失権条項が濫用されている状況を背景として、失権を合理的な規制に服させるために、失権の概

念を明確にしようとしたのである。

2 法的性質

(1) 失権の用例 『アンリ・カピタン協会法律用語辞典』には、失権の三つの用例が記載されている。⁽⁵⁾ すなわち、①親権の喪失 (déchéance de l'autorité parentale) : 民法典三八七条以下によると、親権者が子の心身に対する加害行為によって刑に処せられた場合などにおいては、親権者は、法律上当然にまたは裁判所の宣告によって親権を喪失する。②国籍の喪失 (déchéance de la nationalité) : 国籍法典 (code de la nationalité) 九八条および九九条によると、出生後にフランス国籍を取得した者が、それを取得した時から一〇年以内に、国家の安全に関する重罪 (crime) または軽罪 (délit) を科せられた場合などにおいては、フランス国籍を喪失することがある。⁽⁶⁾ ③期限の利益の喪失 (déchéance de terme) : 民法典一一八八条によると、債務者は、破産したとき、または契約によって債権者に与えた担保を自己の行為によって減少させたときは、期限の利益を主張することができない。⁽⁷⁾

では、失権に共通する性質は何か。第一に、権利の喪失 (perte d'un droit) である。すなわち、上述の用例では、親権、国籍および期限の利益を喪失する。第二に、民事罰 (peine privée) である。すなわち、上述の用例が示すように、いずれの場合も権利を剥奪される者に帰責事由がありそれに対する制裁として失権が課せられている。⁽⁸⁾ 民事罰という概念は、耳慣れない用語であるから、次にこれを考察すべきであろうが、民事罰に関する理解は錯綜しており、ここでその検討を行うには大きすぎるテーマである。そこで、本稿では、ベッソン教授の理解にしたがい民事罰を次のように理解する。①民事罰とは、それを課せられる者が悪意 (mauvaise foi) の場合に適用するものである。②民事罰は、それを適用する行為により相手方に損害が発生したか否かを問わず、かつ損害額にかかわらず適用される。したがって、

その目的は、相手方の損害を填補することよりも悪意による行為を行った者に制裁を課することにある（後述(2)(b)参照）。

(2) 保険契約上の失権 保険契約上の失権の定義については、意見の対立がある。例えば、カピタン (Capitant) 教授は失権の範囲を狭く解し、被保険者の失権とは、「被保険者が、法律または約款が規定する期間内に、保険事故の発生を通知しなかったことにより保険金請求権を喪失すること」⁹⁾であるとする。しかし、ベッソン教授が前記論文を執筆した当時の約款においては、保険事故発生のお知らせ以外にも失権が規定されていた。例えば、火災保険約款では、損害防止義務および損害額の正確な算定に関する義務に違反する場合、また責任保険約款では、損害賠償訴訟の指導・進行を保険者に委任する義務が被保険者に課せられており（訴訟指導約款、第三節4(1)(b)参照）、この義務に違反する場合には、被保険者は保険金請求権を喪失した。そこで、ベッソン教授は、「保険契約における被保険者の失権とは、保険契約が、法律の規制にしたがって定めたすべての義務に関する一般的制裁である」と定義する¹⁰⁾。

このように、どのような義務違反の場合を被保険者の失権と解するかについては、意見の一致を見ないが、しかし、いずれの場合も失権に共通する性質、すなわち権利の喪失性および民事罰性を有している。その上、保険契約上の失権には、以下に述べるような特徴が見られる。それを権利の喪失と民事罰という二つの側面から考察してみよう。

(a) 権利の喪失 保険契約上の失権の特徴は、第一に、失権の対象となる権利が契約上の権利であることにある。

失権は、一般に法律が付与した権利を対象とし、失権を定めているのも法律である。しかし、保険契約の場合には、失権の対象となる権利は契約上の権利であり、その失権を定めているのも契約（約款）である。第二の特徴は、一方の当事者（被保険者）の権利のみを喪失させることにある。失権により被保険者が保険金請求権を喪失した場合でも、保険契約自体は存続しているから、保険者は、払込済の保険料をそのまま取得することができ、未払いの保険料についても

これを請求することができる。つまり、被保険者については、契約上の義務を免除せずその利益を剥奪し、他方、保険者に対しては、契約上の義務を免除し、その利益を維持することになる。特徴の第三は、失権に遡及効があることである。一般の失権は、将来効のみであるが、保険契約の場合には、遡及効がある（例えば、保険事故発生のお知らせ義務違反の場合）。したがって、被保険者に失権の制裁が課せられた場合には、保険契約に遡及的に不均衡が生じることになる。なぜならば、保険者は、一方では保険料を取得し、他方では保険金支払義務を免脱されるからである。第四の特徴は、失権に将来効がないことである。保険契約の場合、失権は契約自体には影響を与えないから、保険契約は有効に存続する。したがって、被保険者が特定の保険事故について失権の制裁をうけた場合でも、他の事由により失権の制裁をうけない限り、その後の保険事故については保険金を請求することができる。⁽¹¹⁾

これらの特徴について、ベッソン教授は、「筆者の知る限り、あらゆる法分野のなかでこれに類似する法的状態は、他にない⁽¹²⁾」と指摘し、プラニオル (Planiol) 教授は、保険契約上の失権は「一方の当事者にのみその効果が生じるのであるから、これは、双務契約における奇観 (spectacle étrange) である⁽¹³⁾。これは、普通法には馴染みのない、まさに獅子約款の規定 (règle véritablement léonine) である」と批判する。

(b) 民事罰 (i) 過怠約款・損害賠償との相違 失権の効果は、民法上の過怠約款 (違約金条項・penal clause) ・損害賠償と類似するものであるから、これらとの相違を検討する。まず、過怠約款との相違である。過怠約款とは、債務不履行の場合に、債務者が負うべき損害賠償額 (違約金) を予め契約当事者間で定めておく条項である (民法典一一五二条)。失権を過怠約款と解する者は、被保険者が通知義務等を履行しなかった場合、被保険者が負担すべき損害賠償額を保険者が支払うべき保険金額と同額とする旨が予め約定されており、保険者は、保険金支払い債務と損害賠償債権とを相殺すると理論構成する。また、過怠約款の場合には、損害額は評価済であるから、保険者に損害が

生じているか否かおよびその額を評価する必要はないと解する。ベッソン教授によると、たしかにこの解釈は魅力的ではあるが、両者の目的が異なるから、この説を支持することはできないとのことである。すなわち、違約金の目的は、その金額が事前に約定されたものとはいえ、他方の当事者が被った損害を填補することにある。しかし、失権の場合には、損害の有無およびその額にかかわらず、被保険者の保険金請求権を剥奪するのだから、その目的は、保険者の損害を填補することよりも被保険者に制裁を課することにあるからである。また、保険者が被った損害額と保険金額とを同額に構成することは、あまりにも技巧的すぎるからである。⁽¹⁴⁾

次に、損害賠償との相違を検討する。失権を損害賠償の一種と解する論者も、その理論構成は、過怠約款の場合と同様である。ベッソン教授はこの説にも賛成しない。その理由は、損害賠償法理によると、加害者の故意または過失ある行為により被害者に損害が生じ、しかも加害行為と損害との間に因果関係が必要であるが、失権の場合には、被保険者の義務違反が保険者に損害を生じさせていないときでも、失権は適用されるからである。⁽¹⁵⁾ベッソン教授は、被保険者の失権を法律がその適法性を承認した民事罰の新しい形態と理解するのである（ただし、法律の規制をうける（例えば、保険契約法二四条・保険法典L一一三一一一条、第三節1(1)(a)参照）。すなわち、民事罰には、例えば相続財産に属する財産を横領または隠匿した相続人は、その相続を放棄する権能を喪失する場合（民法典七九二条）やアストラント⁽¹⁶⁾（*astreinte*）があるが、被保険者の失権はこれらと同様に民事罰の一種であると解する。⁽¹⁷⁾しかし、被保険者の失権は、予防的機能を重視し被保険者が悪意でない場合にも適用するので（後述⁽ⁱⁱⁱ⁾参照）、これを異質な要素をもつ民事罰⁽¹⁸⁾（*peine privée hybride*）と解する説がある。

(ii) 失権条項正当化の根拠 失権条項は、上述のように獅子約款との厳しい評価をうけているが、それにもかかわらず、保険契約法がこれを認めている理由は何か。ベッソン教授によると、失権条項を正当化する根拠は、保険契約の

特殊性、すなわち射倖契約性・善意契約性にある。射倖契約である保険契約においては、他のいかなる契約よりも契約者の善意が重要であるから、保険契約は、被保険者に絶対的公正性 (absolute franchise)⁽¹⁹⁾、完全な誠実性 (complète loyauté) を要求するのである。この善意を確保することが、失権の目的であるという。

失権条項正当化の根拠が保険契約の善意契約性にあるとするならば、失権条項を濫用しているか否かの基準、すなわちこれを規制する基準もここに求めることができる。なぜならば、失権条項の目的は、保険契約の善意契約性の確保、すなわち悪意の被保険者の排除にあるので、被保険者が悪意でない場合に失権を適用することは、失権の目的を超えることになるからである。しかし、この点について、ベッソン教授の見解は不徹底である。その理由は、教授が失権の持つ予防的機能 (次の(iii)参照) を重視するからである。教授は、基本的にはこの基準を承認しながらも、次のように述べる。すなわち、「被保険者が義務を履行しなかった場合には、被保険者の悪意 (mauvaise foi) が推定される。というのは、被保険者の注意は特に自己の義務に向けられるものだからである。……したがって、被保険者が不正なまたは詐欺的意思 (intention frauduleuse ou dolosive) をもたない場合でも、過失により保険約款を注意ぶかく読まなかったときは、失権は善意の被保険者 (assuré de bonne foi) にも適用される。しかし、善意の被保険者に失権を適用するのは、例外的な場合に限るべきである。保険者の利益を保護することは正当であるが、その遺憾な濫用を防止するために、立法者が介入することが望ましい。」⁽²⁰⁾

(iii) 失権の機能 失権は、第一に、懲罰的機能 (role répressif) をもつ。懲罰的機能が作用する典型的な事例は、被保険者の義務違反が保険者にまったく損害を生じさせなかった場合である。すなわち、この場合でも、被保険者は失権の適用をうけ保険金全額について請求権を剥奪されるのである。したがって、失権は被保険者にとって一種の罰金 (amende pénale)⁽²¹⁾ である。第二の機能は、予防的機能 (role préventif) である。予防的機能とは、たとえば被保険者

に悪意がない場合でも保険金全額について請求権を剥奪するという厳しい制裁を課することにより、被保険者が義務を履行するよう仕向けることである。ベッソン教授は、この機能を重視し、「保険会社は様々な場合に失権を規定しそれを厳しく適用している、と非難する者は、失権のこの重要な機能を見落としている。〔保険会社の〕このような姿勢は衡平・公序に反すると主張する者さえいる。しかし、われわれの思うには、失権は、公序に反するどころか、むしろ被保険者に特に誠実に (bonne foi) 行動すべき義務を課することにより、保険契約に道徳性を付与する (moraliser) ものである」と主張する。⁽²²⁾

(3) 被保険者の失権の法的性質…ベッソン教授の定義　ベッソン教授は、被保険者の失権を次のように定義する。すなわち、「被保険者の失権とは、被保険者が、自己に課せられている義務を履行しなかったために、制裁として保険契約に基づく利益を喪失することである。ただし、失権は契約自体にはまったく影響を与えない。別の角度から述べると、被保険者の失権とは、保険事故が発生しているにもかかわらず、被保険者が非難されるべき行為 (fait reprochable) を行ったため被保険者に認められる保険金支払いの抗弁事由である。」⁽²³⁾

3 失権とその類似概念との相違

(1) 失権と危険の除外 (a) 法的性質　失権の性質は、上述のように、権利の剥奪 (retrait de droit) である。すなわち、被保険者の失権とは、保険事故が発生しているのだから、被保険者は、本来ならば保険金の支払いをうけることができるのだが、自己に課せられている義務を履行しなかったため、例外的に保険金請求権を剥奪されることである。他方、危険の除外の性質は、権利の不存在・欠缺 (absence ou défaut de droit) である。危険の除外とは、当該事故が保険者の引き受けた担保範囲に含まれていないことをいう。危険の除外は保険の不存在 (non-assurance) と

もよばれるが、これはまさにこのことを示すものである。⁽²⁴⁾

危険の除外を定める規定の内容は多様であるが、それらの趣旨を分類すると、保険事故の性質に由来するものと、わが国でいう不担保に該当するものとに分けることができる。保険事故の性質に由来する危険の除外とは、保険事故は偶然なものでなければならぬから、この偶然性を欠如する事故を保険による担保から除外する規定である。例えば、保険契約者の故意に起因する事故（保険法典L一一三―一条）、保険の目的物の固有の瑕疵に基づく損害（同L一二―七条）などが担保範囲から除外されているのは、これらの規定がこの趣旨に基づくものだからである。他方、わが国でいう不担保に該当する危険の除外とは、これを担保範囲に含めることは可能であるが、法律または特約によりこれを特に担保範囲から除外しているものである。危険の除外の多くの場合は、これに分類することができる。

(b) 危険の除外の態様 約款において、危険の除外（担保範囲）を規定する方法には、次の二つがある。すなわち、直接的除外（*exclusion directe*）および間接的除外（*exclusion indirecte*）である。保険の種類にしたがい、特定の危険を除外することを明示的に規定する場合を、直接的除外とよぶ。間接的除外とは、保険者が引き受ける危険を肯定的な文言によって限定する場合である。具体的にいうと、自動車保険の約款において、「被保険者の家族が引き起こした損害は、これを担保から除外する」と規定されているときは、これを直接的除外という。他方、「免許証を有する運転者が引き起こした損害は、これを担保する」と定められている場合は、この文言の反対解釈として、無免許の運転者が引き起こした損害は、この保険による担保範囲から除外されることとなるから、このような危険の除外の方法を間接的除外という。⁽²⁵⁾

(c) 区別する実益 失権および危険の除外は、いずれの場合も、保険事故が発生したときに、保険者が保険金の支払いを免脱されるという同一の効果を生じさせるので、これらを区別することは困難である。しかし、失権と危険の除

外とを区別することには、次のような実益があるから、両者を混同することはさげなければならない。①使用文字の明瞭性・失権を規定する条項は、特に明瞭な文字でその旨を記載しなければならない（保険契約法九条・保険法典一一二―四條）。すなわち、失権条項は、他の条項と異なる種類・大きさの文字または異なる色のインクを使用することにより、特に明瞭でなければならない（第三節1(2)(a)参照）。しかし、危険の除外は、この規定の適用をうけないから、他の条項と同じ種類・大きさの文字を使用してもよい。②抗弁制限・労働災害保険に規定されている失権は、一八九九年および一九二三年のデクレにより、被害者である労働者に対しては、対抗することができない。しかし、保険者による危険の除外の主張は、被害者である労働者に対しても対抗することができる。③立証責任・失権の立証は、保険金支払い債務の免脱を求める保険者がこれを負担するが、危険の除外については、保険金を請求する被保険者が、約定された条件において保険事故が発生し、かつ担保範囲から除外されていないことを立証しなければならない（民法典一三―五條）。④解約事由・失権は、被保険者の悪意を前提とするものであるから、失権の適用ある場合に保険契約を解約することができる旨が約定されているときは、保険者は当該契約を解約することができる。しかし、危険の除外は、それ自体には被保険者に帰責性が認められないから、これを解約事由とすることはできない。⁽²⁶⁾

(d) 危険の除外の具体例 実際の保険約款においては、失権であるのか、あるいは危険の除外と解すべきなのか、解釈が困難な規定がある。被保険者に一定の義務を課する規定がまさにその例である。そこで、ベッソン教授は、次のように前記論文執筆当時の約款について危険の除外の具体例を示している。⁽²⁷⁾

(i) 自動車保険 自動車保険約款のうちで、危険の除外に該当する規定は次の通りである。①運転者は適法な免許証を携帯しなければならないとする規定、②運転者は、被保険者自身他に、被保険者の従業員である運転係員および被保険者が許諾した者に限ると定める規定、③被保険者が複数の自動車を保有し、かつその一部の自動車を被保険自動

車とする場合には、被保険自動車を特定するために、事故発生の際に、運転者は保険会社が交付した保険証明書 (carte de circulation) を携帯していなければならない、またはその時に、保険会社が交付した標章 (plaque) を事故自動車に備えておかなければならないことを規定する条項、④車両火災の担保に関して、消火器を自動車に備え付けておくべきことを求める規定などが、その例である。

酒酔い運転に関しては、若干問題がある。ベッソン教授が右論文を執筆した当時、酒酔い運転の担保を引き受ける保険会社と引き受けない保険会社とがあった。後者の場合には、保険約款に酒酔い運転は失権である旨を明示的に規定するものと運転者が酒酔い状態でないことを担保条件とする規定があった。しかし、酒酔い運転の場合には、保険の引き受け条件が問題となっているのだから、規定の文言にかかわらずその性質は危険の除外と解するべきである。自動車に定員を超過する者を搭乗させた場合も同様の問題が生じる。すなわち、定員超過の場合には失権である旨を規定する約款と搭乗者数が定員以内であることを担保条件とする約款とがあった。しかし、この場合も保険の引き受け条件が問題となっているのだから、危険の除外と解するべきである。

(ii) 盗難保険 盗難保険約款は、一般に、玄関に差し錠 (verrou) を施錠すること、商店の場合は入り口にシャッターを取り付けること、金庫を利用することなど安全手段を講じるべき義務を被保険者に課し、これらの義務に違反する場合には保険金を支払わない旨を規定する。これらの規定も、保険の引き受け条件であるから危険の除外である。したがって、立証責任は、被保険者が負担する。

(2) その他 (a) 失権と無効 被保険者の失権と保険契約の無効とは効果が異なる。保険契約は、民法の一般原則にしたがい詐欺・錯誤等合意に瑕疵がある場合、無効である。²⁸⁾ また、保険契約が保険契約法の規定する強行規定に違反する場合、例えば、契約締結時に保険の目的物が消滅しているときは (保険契約法三九条・保険法典一一二―一五

条)、その契約は無効である。契約は、無効の場合には、契約締結時に遡って消滅する。したがって、保険者は、保険料を受領しているときはこれを返還し(ただし、保険者が支出した費用を控除する。なお、超過保険の場合は、保険者は既収保険料を取得する(保険契約法二九条・保険法典L一二一―三条)、他方、被保険者が保険金を受け取っているときは、これを返還しなければならない。

しかし、失権の場合には、保険契約自体は何ら影響をうけず有効に存続する。したがって、保険者は保険料を取得することができる。他方、被保険者に対する失権の効果は、義務違反の態様に応じて異なる。例えば、契約締結時に悪意で告知義務に違反したときは、失権は契約締結時まで遡及する(本節4(1)(a)参照)。したがって、既に保険事故が発生し被保険者が保険金を受領しているときは、これを返還しなければならない。これに対し、義務違反により特定の保険事故について失権の制裁をうけた場合には、その保険事故についてのみ保険金請求権を剥奪される。もちろん、義務違反が保険事故発生後である場合(例えば、事故発生の通知義務違反)でも、失権の効果は遡及し、その保険事故については保険金請求権を剥奪される。しかし、契約は有効に存続しているのだから、被保険者は、特定の保険事故については失権の制裁をうけた場合でも、他の事由により失権の制裁をうけない限り、その後の保険事故については保険金を請求することができる。²⁹⁾

(b) 失権と解約 被保険者の失権と保険契約の解約(resiliation(遡及効のない解除))は効果が異なる。保険契約が解約されたときは、普通法における解約と同一の効果が生じる。すなわち、契約は将来についてのみ消滅する。したがって、保険者は、解約時までの保険料を取得することができ、未經過期間についてはそれに相当する保険料を返還すればよい。他方、解約時までには、被保険者はその保険金を取得することができる。しかし、失権の場合には、たとえそれが適用されても、その効果は被保険者の保険金請求権の剥奪に限られるから、保険契

約は有効に存続するのである。したがって、保険者は保険料を取得することができる。また、被保険者は、ある保険事故について失権の制裁をうけた場合でも、他の事由により失権の制裁をうけない限り、その後の保険事故については保険金を請求することができる。⁽³⁰⁾

(c) 失権と担保の休止 被保険者の失権と担保の休止とは、類似する概念である。担保の休止は、主に保険料が不払いの場合に適用する法理である。⁽³¹⁾ すなわち、保険料が支払期限から一〇日以内に支払われず、かつ、保険契約者が遅滞に陥った時から三〇日経過したときは、保険による担保は休止 (suspendre) する (保険契約法一六条・保険法典L一一三―三三條)。したがって、担保が休止している間に保険事故が発生したときは、保険者は保険金を支払わなくともよい。担保の休止を規定している理由は、①保険料の不払いにより、保険契約者が一方的に保険契約を解消 (rompre) することを禁止し、かつ②保険制度に特有な保険料の前払いを確保することにある。⁽³²⁾

担保の休止は、ベッソン教授によると、失権の特殊な形態——潜在的失権 (déchéance en puissance) ——である。なぜならば、この場合には、契約自体は存続しているが、担保が休止している間に保険事故が発生したときは、被保険者は保険金を取得することができないからであり、かつ保険契約者の保険料の不払いに対する制裁だからである。失権と担保の休止との相違点は、前者の効果が確定的で治癒不可能 (irremédiable) なものであるのに対し、後者の効果は、保険料が支払われたときは消滅するのだから、暫定的で治癒可能なものである点にある。⁽³³⁾

4 失権の発現形態

本項では、ベッソン教授がどのような規定を被保険者の失権と解したかを検討する。教授によると、保険契約上の失権には、法律が規定する失権と約款において約定する失権とがあるが、後者は保険契約法二四條 (保険法典L一一三―

一一條)に抵触しない限り自由に約定することができるから、その形態は無限であるので、考察の対象を法律が規定する失権に限定したとのことである。⁽³⁴⁾

(1) 告知義務 (a) 悪意の告知義務違反 (i) 保険契約法の規定 保険契約法は、告知義務違反について、保険契約者が悪意の場合と悪意の証明ができなかった場合とを区別し、前者については、次のように規定する。すなわち、「①通常の無効原因とは別に、又後述第八一條の規定の適用ある場合を除き、保険契約者の故意の黙秘又は虚偽の告知ありたる場合に於て、此の黙秘又は虚偽の告知により、危険の目的を変更し、又は保険者の之に対する評価を減少せしめたるときは、保険契約は無効とす。保険契約者の遺漏又は歪曲したる危険が事故発生に影響を及ぼしりし場合と雖も亦同じ。②此の場合に於ては支払済の保険料は保険者に属し、保険者は損害賠償として支払期の到来せる総ての保険料の支払を請求する権利を有す」⁽³⁵⁾旨を定める(保険契約法二一條・保険法典L一一三―八條)。

(ii) 通説の解釈 保険契約法の立法理由書および多数説は、本条一項の無効の根拠を合意の瑕疵に求めている。⁽³⁶⁾すなわち、保険者の承諾は、保険契約者の詐欺(dol)によって瑕疵あるものとなっているから、本条は詐欺による無効を規定する民法典一一一六條にその根拠を求めることができるのである。しかし、民法典一一一六條の解釈によると、無効原因となる詐欺は主要な詐欺(dol principal)に限られ、単に付随的詐欺行為(dol incident)が行われたにすぎない場合は、無効の効果は生じず、相手方に損害賠償請求が認められるだけである。⁽³⁷⁾付随的詐欺とは、その詐欺がなくとも相手方は契約を承諾したであろうが、より有利な条件で契約したであろうような詐欺と解されているが、告知義務違反は、この付随的詐欺に該当する場合である。なぜならば、保険契約者が誠実に告知義務を履行した場合に、保険者は、別の条件(割増保険料)で保険契約を引き受けていたと思われるからである。したがって、ベッソン教授は、本条の根拠を民法典一一一六條に求める説を支持しないとのことである。⁽³⁸⁾また、告知義務違反の根拠を錯誤によ

る無効（民法典一一〇条）に求める説があるが、教授はこの説にも賛成しない。その理由は、民法典一一〇条一項が無効原因とする錯誤は物の本質（substance）自体に関する錯誤であるが、告知義務違反の場合は、引き受け危険と保険料の相当性が問題となっているので、合意に影響を与えない錯誤に該当し、この場合は無効原因とはならないからである。⁽⁴⁰⁾

教授は、本条二項に關しても疑問を提起する。同項は、保険者が損害賠償として保険料を取得することができる旨を規定するが、これについて、通説は、詐欺により契約が無効となった場合には、民法によると損害を被った相手方は、損害賠償を請求することができるから、同項は、この法理にしたがい、かつその損害額を保険料と同額とする旨を事前に約定したものと解する。しかし、通説が損害額を保険料と同額と解する点は、あまりにも技巧的である。しかも、告知義務違反の場合には、保険者は当然には保険料を取得できないのである。その証拠に、商法三四八条（海上保険の告知義務）の適用に關し、保険者に保険料の返還を命じた破毀院判決がある⁽⁴¹⁾（三四八条は、保険者が保険料を取得できるか否かについては定めていない）。

(iii) ベッソン教授の解釈　ベッソン教授は、二二条を法の規定する失権と解する。すなわち、「文言に多少問題はあるが、二二条の実質は、法の規定する失権である。本条が規定する効果は、まさに失権の特徴を示している」と述べている。教授がこのように解する理由は、①告知義務違反の保険契約者（被保険者）は、保険金全額について請求権を喪失し、②保険者は、保険契約に基づく利益すなわち保険料を取得することができ、③制裁の対象が悪意の保険契約者（被保険者）であり、および④保険者が被った損害額にかかわらず、保険金全額について保険金請求権を剥奪するので、これは損害賠償というよりも民事罰である、からである。⁽⁴²⁾

(b) 悪意によらない告知義務違反　保険契約者が悪意によらないときは、保険契約法二二条（保険法典L一一三—

九条)の適用をうける。同条によると、この場合には、①保険契約は無効とならない。②保険事故発生前に告知義務違反が明らかになったときは、保険者は、保険料を増額して(ただし、保険契約者の承諾が必要)契約を継続するか、または契約を解約するかを選択権をもつ。後者の場合には、保険者は未経過保険料を払戻さなければならぬ。③保険事故発生後に告知義務違反が明らかになったときは、支払保険金を減額する。減額する額は、正確に告知義務がなされていた場合に支払うべき保険料と実際に支払われた保険料との差額である。ベッソン教授は、この支払保険金の減額を部分的失権(déchéance partielle)と解することはできないと述べている。その理由は、①保険契約者が善意であるから、支払保険金の減額に制裁的な要素を認めることができないし、②この減額は、契約者間の平等を確保し、かつ危険率と保険料とを対応させる保険技術に基づくものだからである。⁽⁴³⁾

(2) 危険増加の通知義務 保険契約法一五条(保険法典一一三—二条)は、危険増加の通知義務を規定する。しかし、義務違反の効果については規定がない。通説によると、この場合には、告知義務違反の規定が適用される。そうだとすると、保険契約者が悪意の場合には、保険契約法二一条が適用される。ベッソン教授によると、二一条の規定する無効が失権であることは、上述のとおりであるが(前記(1)(a)参照)、危険増加の通知義務の場合には、この解釈が一層妥当することである。なぜならば、①無効は、契約締結時の意思の瑕疵の問題であるから、契約締結後の問題である危険増加の場合には妥当しないし、②無効と解した場合には、契約が契約締結時に遡って消滅するので、危険の増加前に発生した保険事故についても、保険者は保険金を支払う必要がないことになるが、しかし、実際には、このような事故について保険金を支払っているからである。他方、保険契約者が善意の場合には、保険契約法二二条が適用されるから、上述のとおり、この場合は失権ではない。⁽⁴⁴⁾

(3) 保険事故招致 火災保険約款一五条は、被保険者が故意に火災を引き起こしたときは、保険金請求権を喪失す

る (dechoir) 旨を規定する (一九三〇年制定火災保険約款)。この保険金請求権の喪失は失権なのだろうか。約款一五条は、保険契約法一二条 (保険法典L一一三―一条) に基づく規定である。すなわち、同条二項は、保険者は、保険契約者 (被保険者) の意図的または詐欺的な過失による滅失・損害については、責任を負わない旨を規定する。保険契約法一二条の立法理由は、このような場合に保険者の責任を認めることは公序良俗に反し、また被保険者の故意に起因する事故は、保険事故の要件である偶然性を欠くからである。したがって、保険契約者の故意による火災は保険事故の対象外であり、保険事故招致は、危険の除外・保険の不存在である (本節3(1)(a)参照)。⁽⁴⁵⁾

(4) 保険料の不払い 保険料が支払われないときは、一定期間の経過後、保険による担保は休止する (保険契約法一六条・保険法典L一一三―三条)。この担保の休止は、既に述べたように失権の一種である (本節3(2)(c)参照)。

5 小括

(1) 総説 ベッソン教授の前記論文は、引き続き各論的考察を行う。すなわち、第三章失権条項に対する規制では、無効な失権条項 (保険契約法二四条・保険法典L一一三―一条) および失権の有効要件 (保険契約法九条・保険法典L一一二―四條) が検討され、第四章失権の作用においては、保険金請求権の喪失 (被保険者に対する効力・被害者に対する効力)、保険契約の継続、失権適用の障害事由等が考察されている。しかし、これらの叙述は、その後の学説・判例の蓄積により修正を要する箇所があるので、本稿では、その紹介は省略する。

ベッソン教授の分析を改めて要約すると、次の通りである。①失権の定義…教授は、保険契約における失権を広く解し、被保険者の失権とは、法律の規制にしたがい保険契約が被保険者に課するすべての義務についての一般的制裁であると定義する。具体的には、保険事故発生のお知らせ義務、損害防止義務、損害の過大評価等である。教授は、さらに、原

因となる事実が保険事故発生前に存在する場合（例えば、悪意の告知義務違反）も失権の範疇に加える。②失権の性質…これは、権利の喪失と民事罰の二要素に分析する。権利の喪失に関しては、保険契約の特異性が認められる。すなわち、被保険者のみが権利（保険金請求権）を喪失し、保険者は保険料を取得することが可能であり、また保険契約上の失権には、失権一般の場合と異なり、遡及効が生じる。失権は民事罰であるから、保険者が損害を被ったか否かを問わず適用される。③失権とその類似概念との相違…失権は、類似概念（危険の除外、契約の無効、解約、担保の休止）とは、異なった作用をもつ。例えば、危険の除外とは、使用文字の明瞭性、立証責任、抗弁制限および解約事由に関して異なる効果が見られる。④法定の失権…教授は、悪意の告知義務違反、悪意の危険増加の通知義務違反および担保の休止の場合を法定の失権と解する。右の①から④までの分析のうちで、今日明確に否定されているのは、④の論点である。その他の論点は、一部修正されている。以下、それらの点を検討する。

(2) 否定された点 法定の失権が存在するとするベッソン教授の分析は、支持されなかった。すなわち、ベッソン教授は、悪意の告知義務違反の場合に適用する保険契約法二二条（保険法典L一一三―八条）の効果は、失権であると解釈するが、この説は受容されなかった。なぜならば、たしかに二二条の法的性質は失権にきわめて類似するが、しかし、二二条の場合には、失権の場合とは異なり契約は消滅するのだから、その効果を失権と同一視することはできないからである。⁽⁴⁶⁾したがって、二二条の法的性質は無効である。担保の休止については、往時の学説は失権の一種であると解したが、今日これも否定されている（後述(4)(b)参照）。

(3) 修正された点 (a) 失権の定義 ベッソン教授の失権の定義は、基本的には通説となっているが、一点だけ否定された点がある。それは、教授が、原因となる事実が保険事故発生前に存在する場合（例えば、悪意の告知義務違反）を失権の範疇に加えている点である。これが否定された理由は、保険金請求権が具体化する以前に、すなわち被保

險者が請求権を取得する以前にそれを喪失するという解釈は、論理的に整合しないからである。

(b) 危険の除外の同一化 被保険者の失権と危険の除外との関係について、注目すべき点は、危険の除外が失権に接近・類似化していることである。⁽⁴⁸⁾ その第一は、危険の除外条項に対する規制である。すなわち、保険証券の記載に関する保険法典L一一二―四二条二項によると、従来、保険証券に無効または失権を規定する条項を記載する場合には、特に明瞭な文字でこれを記載しなければ無効となる旨が定められていた。ところが、一九八一年改正によって、本項に危険の除外の場合が追加され、これを規定する条項についても特に明瞭な文字で記載しなければ無効とされた（保険契約およびカピタリザション取引に関する一九八一年一月七日の法律第八一―五号⁽⁴⁹⁾）。第二に、立証責任の問題である。従来は、民法典一三一五条にしたがい、危険の除外については、当該事故が担保範囲から除外されていないことを被保険者が立証し、失権については、保険者がこれを立証すると解されてきた。しかし、破毀院民事第一部は、一九八〇年一〇月一五日および同月二二日、危険の除外の立証責任を保険者に課する判決を下し、その後の判決もこれにしたがっている。⁽⁵⁰⁾

ところで、法令や判決のこのような傾向は、消費者（被保険者）保護の観点から歓迎すべきであると思われる。というのは、失権と危険の除外とは、理念的には截然と区別することが可能であるが、実際の適用においては、例えば、破毀院民事第一部一九七一年三月二四日判決⁽⁵¹⁾が適法な運転免許証を所持しない者が運転中に引き起した事故を危険の除外と規定する約款を失権条項と誤って解釈しているように、専門家ですら両者を区別することは困難なので、被保険者に有利になるよう取り扱うべきだからである。

(c) 過怠約款化 保険契約者の義務を規定する保険法典L一一三―二条が、最近大幅に改正された（ヨーロッパ市場の開設に保険法典を適合させることを目的とする一九八九年一月三十一日の法律第八九―一〇―一四号⁽⁵²⁾）。以下、本法律

を一九八九年改正法と略称する)。本稿の主題に関する改正点は二点あるが、ここでは同条四項を取り上げる(他の改正点については、後述(4)参照)。すなわち、同項前段に、「失権が契約条項に約定されている場合において、本条一項三号および四号に規定する通知が約定の期間内になされなかったときは、通知の遅滞を理由とする失権は、保険者がその遅滞によって損害を被ったことを証明したときに限り、保険契約者(被保険者)に対抗することができる」旨の規定が新設された。この規定は、被保険者の失権に関する従来の解釈に抵触する。というのは、従来の解釈は、失権は民事罰であるから、保険者の損害の有無を問わずこれを適用することができると解するからである。

では、この改正をどのように解するべきか。例えば、ランベール・フェヴル(Lambert-Faivre)教授は、「今回の改正は、契約上の民事責任(responsabilité civile contractuelle)をもって失権に置き換えるものであるとは必ずしも言いがたい。ここに両義性(失権とも過怠約款とも解することのできる)の原因がある」とされるが、私は率直にこれを失権の過怠約款化、少なくとも脱失権化と捉えるべきであると思う。⁽⁵⁴⁾なぜならば、今回の改正によって、失権を適用する前提として、保険者に損害が生じたことが法定されたからである。失権を民事罰と解する一つの根拠は、保険者の損害の有無を問わずこれを適用することにあつたのだが、この前提が消滅した以上、今回の改正を失権の過怠約款化と解するべきである。

さらに、このように解する場合には、過怠約款規制の法理を利用することができるという利点がある。すなわち、民法典一一五二条二項によると、合意された違約金が明らかに過大である場合には、裁判官はそれを減額することができるから、被保険者の失権の場合においても、これを一種の過怠約款と解するときは、裁判官は本項を適用することができるのである。ただし、違約金減額の可否を判断する際の要素として、①違約金額と実損害額との比較の他に、②履行確保の必要性および③債務者の過失の程度という要素も挙げられているから、約定した違約金(本問題では保険金)の

額が保険者が被った実損害額と比べて明らかに過大であるからといって必ずしもこれが減額されるとは限らない。⁽⁵⁵⁾

ところで、今回の改正の背景には、次のような事情が存在する。① E C 保険契約指令案… E C 委員会は、一九七九年七月一〇日、E C 加盟国の保険契約法を調整するための指令案を公表した。本指令案八条四項および五項は、保険事故通知義務違反の制裁を次のように規定する。すなわち、通知の遅滞について被保険者に帰責事由のあるときは、保険者は通知の遅滞により被った損害を請求することができる。また、被保険者が保険者に損害を与えまたは保険者を欺罔する意図で通知を遅滞したことを保険者が立証したときは、保険者は保険金支払い義務を免れることができる。⁽⁵⁶⁾ ② 濫用条項委員会 (Commission des clauses abusives) の勧告…濫用条項委員会 (本委員会については、第三節1(3)(d)参照) が、一九八五年九月二〇日、個人生活の様々な危険を担保する保険および「住宅総合保険 (multirisques habitation)」という名称の保険について勧告を行った。すなわち、同委員会は、保険事故通知義務違反の制裁について、被保険者の悪意が証明された場合を除き、被保険者の失権を課する規定を廃止すること、一般的には通知義務違反により保険者が被った損害の賠償以上に重い制裁を被保険者に課さないことを勧告する (本勧告 I 一五号)⁽⁵⁷⁾。

(4) 今日の通説的定義⁽⁵⁸⁾ (a) 失権は、当事者の約定による制裁である。上述のように、保険契約には、法律が定める被保険者の失権は存在しないので、保険契約における失権はすべて約款において約定したものである。しかし、同時にその適法性は法律によって担保されている。例えば、保険法典 L 一三二条四項は、危険増加および事故発生のお知らせを懈怠した場合に約款で失権を課する旨を約定できることを規定する。また、失権条項は、保険法典の定める規制に従わなければならない (第三節1参照)。保険者が優越的地位を利用し自己に有利な失権条項を定めるおそれがあるので、保険法典は、失権条項の内容および形式について規制を加えているからである。失権の内容に関する L 一三二条一条およびその形式に関する L 一三二条四条が、その例である。

(b) 失権は、保険金請求権の喪失である。すなわち、保険事故の発生によって具体化し被保険者が取得した保険金請求権を喪失することである。裏返して言うと、失権を適用するには、その前提として保険事故の発生が不可欠である。危険の除外の場合は、当該事故は担保範囲外の事故なのだから保険金請求権は具体化していない。したがって、これは失権とは異なる概念である。また、契約の無効および担保の休止の場合には、契約の効力は、それぞれ消滅または停止しているから、これらの場合も保険金請求権は具体化していない。これらも危険の除外の場合と同様に失権とは異なる。

(c) 失権は、保険事故発生後の保険契約者の義務不履行に対する制裁である。これは、失権が保険金請求権の喪失であることの当然の帰結である。というのは、何人もまだ取得していないものを喪失することはないからである。したがって、例えば、保険法典し二二―一―六条が、酒酔い運転に関して失権という文言を使用しているが、その性質は危険の除外（担保範囲の画定）である。

ところで、一九八九年の改正により、危険増加の通知義務違反の場合にも失権が課せられる（もちろん、約款において失権が約定されていることが前提である）ことになった（保険法典し一一三―二条四項）。しかし、この規定は、失権が保険事故発生後の義務不履行に対する制裁であることと矛盾する（第三節2(2)参照）。

三 各論的考察

1 失権条項に対する規制

(1) 内容に関する規制 既に述べたように、被保険者の失権は約款において約定するが、しかし、それを当事者の自由に委ねた場合には、保険者が優越的地位を濫用し自己に有利な条項を約款に挿入するおそれがある。そこで、フランスでは、これを立法的に規制している。すなわち、保険法典し一一三―一―一条は、①被保険者の法令違反、②官庁に

対する事故通知の遅滞および③書類提出の遅滞を理由として、被保険者に失権の制裁を課する条項は無効である旨を規定する。また、保険法典L一二四―二条は、責任保険において保険者が関与しない間に被保険者が責任を承諾しまたは和解を行った場合に、被保険者に失権を課する条項を間接的に禁止している。

(a) 被保険者の法令違反 保険法典L一二三―一条一号によると、被保険者が法令に違反した場合に、被保険者に失権を課する旨の一般条項は、無効である。ただし、被保険者の法令違反が重罪または故意の軽罪 (*crime ou délit intentionnel*) を構成する場合に失権を課する条項は、有効である。同号は、形式上は失権条項を規制する規定であるが、その実質は危険の除外 (担保範囲の限定) に関する規定である。すなわち、この規定の目的は、第一に、保険法典L一二三―一条を潜脱する行為を防止することにある。なぜならば、L一二三―一条によると、保険者が担保範囲を限定する場合には、保険証券に明白かつ限定的にその旨を規定しなければならないが、被保険者の法令違反一般を失権適用事由と定めたときには、この規定を潜脱することができるからである。というのは、保険事故は多くの場合法令違反に起因するものであり、かつ失権と危険の除外との区別は困難であるので、保険者が失権という名称のもとに危険の除外を規定するおそれがあるからである。⁽⁵⁹⁾

第二の目的は、保険法典L一二三―一条が規定する保険の効用を確保することにある。すなわち、同条は、被保険者の故意または詐欺的過失 (*faute intentionnelle ou dolosive*) に起因する滅失および損害については、保険者は責任を負わない旨を規定するが、その趣旨は、保険事故が被保険者の法令違反に起因する場合であってもそれが故意または詐欺的過失によるものでないときは、保険金を給付し保険の効用を確保することにある。しかし、被保険者が法令に違反した場合に被保険者に失権を課する旨を定めたときは、この規定の趣旨が失われてしまう。そこで、L一二三―一条一号が定められたのである。⁽⁶⁰⁾ なお、法令違反を明白かつ限定的に列挙し、これに違反した場合に被保険者に失権を課す

る旨を定める規定は有効であると思われる。なぜならば、法令違反行為を明白かつ限定的に列挙している以上、L—1—三—1条が規定する規制をクリアーしているのであるから、失権という名称の当否は別として、このような条項を定めることは可能であると思う。⁽⁶¹⁾ 付言すれば、この場合は、保険の効用を一部失うことになるが、結局、危険の除外（担保範囲の限定）の問題なのだから、一定の事故を担保範囲から除外する場合と同様に解することができるからである。

(b) 官庁に対する事故通知の遅滞 保険事故が発生したとき、被保険者は、保険者以外の者に事故の発生を通知しなければならぬ場合がある。⁽⁶²⁾ 例えば、労働災害事故が発生したときは、四八時間以内にその旨を市町村役場に通知しなければならぬ（一八九八年の法律一一條）。盗難保険約款は、盗難事故が発生した場合、被保険者は、直ちに警察署に届け出て検察官に告訴すること（*plainte au parquet*）を要する旨を規定し、また、有価証券盗難保険約款は、事故が発生した場合、被保険者は、公認仲買人組合理事長（*syndic des agents de change*）⁽⁶³⁾ に通知すべき旨を約定している。一九三〇年保険契約法制定以前には、保険約款は、これらの義務に違反したときは、被保険者に失権を課する旨を定めていた。しかし、通知の遅滞がわずかなときでもこの制裁を課することは、失権の濫用のように思われた。そこで、保険契約法二四條二号（保険法典L—1—3—1—1條二号）は、被保険者が官庁に対する事故発生を単に遅滞したこと（*simple retard*）を理由として失権を課するすべての条項を無効とした。この無効は、被保険者が保険者に対する事故発生を通知を遅滞した場合に失権を課する条項には、もちろん適用されない。この場合には、それが単なる遅滞であっても被保険者に失権が課せられる。⁽⁶⁴⁾

本規定は、官庁に対する通知が単に遅滞した場合に失権を課する条項を無効とする規定であるから、まったく通知をしない場合または通知の遅滞が重大な過失（*faute lourde*）を構成する場合に、失権を課する条項は有効である。⁽⁶⁵⁾ 通知の遅滞が重大な過失を構成すると判断した事例としては、パリ控訴院一九三四年一月七日判決がある。⁽⁶⁶⁾ 本件では、家

畜保険の保険者への通知の遅滞が争点となっているから、保険契約法二四条二号に該当する場合ではないが、原告がこの規定に基づき失権の無効を主張し、裁判所も原告の通知の遅滞が単なる遅滞かあるいは重大な過失を構成するかを判断している。事実の概要は、次の通りである。

保険の目的たる競走馬が、一九三一年六月二日に大障害レースに出走中足を引きずって走ったので、調教師の判断で直ちにかかりつけの獣医の下に連れていき、その治療をうけていたところ、翌七月二八日に獣医はこの馬の病状は治癒不可能なので屠殺したほうがよいとの診断を下した。その翌日に原告は保険会社に事故の発生を通知した。結局、この馬は八月一五日に屠殺された。判決は、六月二日から七月二八日までの間に保険会社に通知がなされていたならば、保険会社は、自己の依頼した獣医を派遣し馬の病状を把握し屠殺の必要の有無を判断することができた点を指摘し、馬の変調に気付いた時から三六日後の通知は、重大な過失を構成すると判示した。

被保険者の官庁に対する事故通知が遅滞したことによって、保険者が損害を被ったときは、保険者は被保険者に対して損害賠償を請求することができる（保険法典一―三―一―一―号但書）。もちろん、この損害賠償の請求は、一般法理にしたがう。したがって、この場合には、保険金請求権を剥奪する失権の場合と異なり、濫用のおそれがない。ただし、裁判所が保険者の被害額を保険金額と同額に認定し、事実上失権と同様の効果をもつ場合がある。事故通知義務違反の事例ではないが、例えば、パリ控訴院一九八〇年九月一八日判決は、盗難保険約款が規定する盗難予防義務違反について、保険者の被害額を保険金額と同額に認定した。⁶⁷ 事実の概要は、次の通りである。

X銀行は、夜間何者かに侵入され金庫内に保管していた総額約一五〇万フランの有価証券を盗まれた。犯行の手口は、銀行内に放置されていた金庫室および金庫の鍵を使用しこれらを開け有価証券を盗むというものであった。X銀行はY保険会社との間で盗難保険を締結していたが、その約款一六条によると、被保険者X銀行には、銀行の営業時間外にお

いても金庫の鍵を安全に保管する義務が課せられており、この義務に違反する場合には、被保険者は、義務違反によって保険者が被った損害を賠償しなければならない旨が規定されている。X銀行は、盗難による損害額を七五万フランとし、右盗難保険に基づき、Y保険会社にその填補を請求したが、拒絶された。原審パリ大審裁判所は、X銀行の鍵の管理状態を約款一六条違反と判断し、Y保険会社の被った損害額をX銀行が支払いを請求する保険金額と同額の七五万フランと認定した。

パリ控訴院は、次のように判示し控訴を棄却した。「原審裁判所は、損害額を衡平および善に基づいて (*ex aequo et bono*) 算定した。したがって、原審裁判所は、保険者の損害額を保険者が支払うべき保険金額と同額に算定し、保険者は保険金を支払う必要がないと判示した。原審判決は正当である。」

(c) 書類提出の遅滞 被保険者は、保険事故が発生した場合、一定の書類を作成しなければならない。例えば、損害保険においては、一般に、被保険者は損害額を証明する書類を作成しなければならない。傷害保険の場合には、被保険者は、被った傷害に関する診断書を保険者に送付しなければならない。また、責任保険では、被保険者は、事故に関する書類を保険者に送付しなければならない。一九三〇年保険契約法制定前には、これらの義務に違反する場合にも、失権が適用されたが、しかし、官庁に対する事故通知を単に遅滞した場合と同様に、この場合に失権を課することは、失権の濫用のように思われた。そこで、保険契約法二四条二号(保険法典I一一三—一一三条二号)は、被保険者が書類提出を単に遅滞したこと (*simple retard*) を理由として失権を課するすべての条項を無効とした。なお、官庁に対する事故通知の場合と同様に、まったく書類を提出しない場合、または書類提出の遅滞が重大な過失を構成する場合に、失権を課する条項は有効である。⁽⁶⁸⁾ また、被保険者の書類提出が遅滞したことによって、保険者が損害を被ったときは、保険者は被保険者に対して損害賠償を請求することができる(本号但書)。

(d) 保険者が関与せずに被保険者が行った責任の承諾または和解 責任保険において、保険者が関与せずに被保険者（加害者）・被害者間で賠償責任の承諾または和解が行われるときは、両者が共謀し不正にそれらが行われるおそれがある。両者に不正な意図がない場合でも、責任の承諾または和解が安易に行われるおそれがある。そこで、保険者は責任の承諾または和解に関与しない場合には、自己の利益が害されるので、一般に被保険者が単独で賠償責任を承諾しまたは和解を行うことを禁止する条項を約款に規定する。⁽⁶⁹⁾この禁止に違反し、保険者が関与せずに被保険者が賠償責任を承諾しまたは和解を行った場合の効果として、保険者は、その承諾または和解は、保険者に対して対抗することができない（*inopposable*）旨を定めることができる（保険法典L一二四—二条・保険契約法五二条）。

ところで、保険法典L一二四—二条の解釈に関し問題となる点がある。すなわち、本規定は、禁止違反の制裁として保険者に対する対抗不能（*inopposable*）を約定することができる旨を定めているが、その趣旨は、対抗不能以上に厳しい制裁すなわち被保険者の失権を約定することを禁止しているか否かである。このような疑問が提起される原因は、保険契約法制定以前の責任保険約款にある。当時の大部分の約款は、右の禁止に違反した場合の制裁として、被保険者に失権を課する旨を定めていたからである。したがって、保険契約法制定後も、約款において失権を約定することが可能か否かが問題となる。禁止違反の制裁の相違は、被保険者に重大な影響を与える。すなわち、禁止違反の効果が、本条が規定するように対抗不能の場合には、被保険者は、改めて自己の賠償責任を証明することによって保険金を請求することができる。しかし、失権を課せられた場合には、保険金請求権を剥奪されたのだから、もちろん保険金を請求することはできない⁽⁷⁰⁾（ただし、被害者の直接請求権は、いずれの場合も影響をうけない。保険者の主張する失権の抗弁は、被害者に対しては対抗することができないからである（本節3(2)(b)参照））。

失権条項容認説は、論拠として、①保険法典L一一—二条によると、同L一二四—二条は任意規定であり、②L一

二四―二条は、明示的に失権を禁止しているわけではないし、しかも③この場合は、無効な失権条項を限定的に列挙するL一三―一条に該当しない点を指摘する。⁽⁷¹⁾しかし、失権条項禁止説が多数説である。禁止説の根拠は、次の点にある。①L一二四―二条の任意規定性は、約款に対抗不能を定める条項を約定するか否かに関する点にあり、したがって、その趣旨は禁止違反の場合になにも制裁を課さないことは可能であるが、逆に、本条が許容する限度(対抗不能)を超える制裁(例えば、失権)を課することはできないというものである。②禁止違反の制裁として対抗不能以上に厳しい制裁である失権を定めることが可能だとすると、L一二四―二条が対抗不能条項の有効性を規定していることが無意味になる。③立法当時の判例は、失権条項を制限的に解し、被保険者が善意の場合にはその適用を認めなかったから、立法者意思も失権条項を禁止するものと推測することができる。⁽⁷²⁾判例も失権条項禁止説を間接的に支持する。すなわち、破毀院民事部一九五六年五月九日判決は、事故状況報告義務違反を争点とする事件において、「保険契約法二四条および五二条(保険法典L一二四―二条)において規定されている失権条項の禁止の場合を除き、当事者は、被保険者の事故発生時の義務違反を理由とする制裁として、とくに事故状況を正確に報告する義務に違反したことを理由とする制裁として、失権を自由に約定することができる(傍点、引用者)」⁽⁷³⁾と判示した。したがって、保険法典L一二四―一条は、間接的に失権条項を禁止していると解することができる。

(2) 形式に関する規制 (a) 特に明瞭な文字の使用 保険法典は、約款の形式的明瞭性に関し、次の二カ条をもって規制する。すなわち、約款一般に関しては、L一二―三条一項が、「保険契約は、フランス語を使用し、明瞭な文字で書面に記載しなければならない」旨を定め(一九八九年改正法九条により、「フランス語を使用し」の箇所が追加された)、無効・失権等の規定に関しては、L一二―四条二項が、「無効、失権または危険の除外を規定する保険証券の条項は、特に明瞭な文字をもって記載する(mentionner en caractère très apparent)」場合に限り、その効力を

有する」と規定する。

「特に明瞭な文字」の判定基準は、次の二件の破毀院判決によって定立されている。すなわち、破毀院民事部一九四六年五月一四日判決は、失権条項が他の条項とは異なり大文字で (*lettre majuscule*) 記載されている事例について、大文字の使用は特に明瞭な文字とは言えないと判示し、その基準は、「それが極めて読み易いために (*grande lisibilité*)、被保険者が条項の内容を見落とすことがない」か否かであると述べている。⁽⁷⁴⁾ 次いで、破毀院民事部一九四八年一月六日判決は、失権条項が一般条項中に他の条項と同様細い活字で (*mêmes caractères fins*) 印刷されていた事例について、次のように判示した。すなわち、判決は、「本条は、失権条項を他の条項とは異なる文字をもって記載すべきことを求めるものではない。極めて読み易いか否かの判断は、事実審の権限に属する事項である。控訴院は、本件条項が他の条項と類似しかつ小さな文字 (*similitude et petit modèle*) をもって記載されていることにより、その読み易さが妨げられているか否かを、審理しなければならない。」と述べ、原審判決を破棄し控訴院へ移送した。⁽⁷⁵⁾

判例法理によると、特に明瞭な文字の判定基準は、それが極めて読み易いか否かであり、具体的には、大きな文字もしくは太字体 (ボールド体) の文字 (*caractère plus grand ou plus gras*) またはインクの色異なる文字を使用することに、失権条項が、文脈からひとときわ浮き出て (*se détacher*)、約款を読む者にとって一目瞭然となっているか否かである。⁽⁷⁶⁾ また、破毀院民事部一九五六年四月一六日判決によると、失権を課する旨の文言のみならず、その前提たる被保険者の義務を定める規定についても、特に明瞭な文字をもって記載しなければならない。⁽⁷⁷⁾

近年、危険の除外 (担保範囲からの除外) 条項に関する破毀院判決が散見される。これは、一九八一年、危険の除外条項についても特に明瞭な文字をもって記載する旨の改正がなされたことの影響であろう (第二節5(3)(b)参照)。破毀院判決はいずれも極めて厳格であり、危険の除外条項が無効であることを判示する。①破毀院民事部一九九〇年一

二月二一日判決⁽⁷⁸⁾は、危険の除外に関する規定が、免責割合 (franchise) 等を定める規定と同一の Paragraph 中に記載されており、この Paragraph 全体がパイカ体の文字を使用して表記されていた事案である。なお、この Paragraph には、イタリック体で書かれた「特別の場合」という表題が付されている。判決は、約款を「読む者の注意が、危険の除外を定める重要な規定 (disposition essentielle) だけでなく、免責割合等それほど重要でない規定についても向けられる」から、保険法典 L 一一二—四二条二項の要件を具備していないと判示する。つまり、危険の除外条項が、文脈から浮き出していないから、右要件を具備していないという趣旨である。

②破毀院民事第一部は、同日、本問題に関するもう一件の判決を下した⁽⁷⁹⁾。これは、危険の除外を規定する条項が、その前後の条項と同じ文字で記載されていた事案である。ただし、危険の除外条項の表題は太字体の文字で表記され、本件争点たる規定の冒頭の文言はイタリック体の文字で書かれており、かつこの項の冒頭は濃い活字で表示されている。しかし、判決は、周囲の規定と同じ活字を使用し、被保険者の注意をこの規定に集中させるための印刷上の手段も講じていないから、保険法典 L 一一二—四二条二項の要件を具備していないと判示する。

③破毀院民事第一部一九九一年三月二五日判決⁽⁸⁰⁾は、危険の除外に該当する場合を列挙する文言は太字体の文字で表記されていた事例である。しかし、これらの文言の述語である動詞、すなわち「これを除外する (restent exclus)」という文言は、これに引き続き記載されている追加担保条項 (garanties complémentaires) と同じ大きさの普通の活字を使用して表記されていた。判決は、この場合について L 一一二—四二条二項の要件を具備していないと解する原審判決を支持した。本判決の形式主義的厳格性について、モーリス (Maurice) 教授は、「言い過ぎかもしれないが、この判決には悪意の被保険者を勇気づける危険があるのではないか」と疑問を提起する⁽⁸¹⁾。

(b) 保険証券への記載 失権は、当事者の約定による制裁であるから、これを約款において約定しない場合には、

適用することができない。失権が約定されていないときは、保険者は、義務違反によって被った損害の填補をうけるだけである。失権が約定されていない場合に、これが約定されているものと推定し失権を適用することはできない。失権条項は、明瞭かつ明確 (clair et précis) であることを要し、その意義に疑問がある場合には、制限的に解釈しなければならぬ。失権は例外的に適用されるものだからである。⁽⁸²⁾ 例えば、破毀院審理部一九二九年三月一八日判決は、「保険契約による担保 (garantie) に関する一般法の例外であるこの条項 (失権条項) は、解釈によって、これを拡張的に適用することはできない」と述べている。⁽⁸³⁾

実務上、失権条項の記載場所、すなわち、それを保険証券自体に記載しなければならぬか否かが争点となった。この争点は、保険証券の記載事項を規定する保険法典L一一二—四二条二項の解釈問題である。L一一二—四二条二項は、「……失権……を規定する保険証券の条項は、……」⁽⁸⁴⁾と規定するが、問題は、保険証券とは、保険証券自体なのか、あるいは内部規約 (règlement intérieur) もこれに含まれると解釈することができるか、である。

破毀院民事第一部一九六七年一〇月三〇日判決の事案は、保険者が相互会社で、失権条項が相互会社の内部規約に記載されている場合である。判決文によると、この内部規約は、相互会社の定款と同時に被保険者に交付されている。しかし、判決は、「この条項 (失権条項) は、保険証券自体に記載しなければならない」⁽⁸⁵⁾から、被告保険会社は失権を主張することができないと判示した。学説は、本判決を批判する。例えば、ビゴ (Bigot) 教授は、①保険者が相互会社の場合には、保険証券という名称の文書は交付されないが、保険契約者が申込時に署名する加入申込書 (bulletin d'adhésion) には、右定款および内部規約に準拠する (renvoyer) 旨が明記されており、かつ定款および内部規約は交付されているのだから、これらの文書は契約条項である、②保険証券は、特約条項証明書 (avenant) やカバー・ノートと同様に契約を証明する一つの方法にすぎない、および③本条の趣旨は約款の明瞭性を確保することにあるから、

本条を論拠として失権条項の記載場所を決めることは、本条の拡張解釈である、と主張し本判決を批判する。⁽⁸⁵⁾

(3) 約款の事前開示 消費者保護思想の浸透とともに、近年、失権条項の記載場所は、別の観点から問題となっている。⁽⁸⁶⁾ すなわち、保険契約者が契約申込時に署名した書面に、失権条項が記載されているか否か、換言すると、失権条項が事前に開示されたか否かという問題である。約款の事前開示は、一九七八年いわゆるスクリヴネル法律の制定を契機として保険契約法における一大争点となり、これ以来約一〇年にわたり、事前開示を求める考えとこれを防戦する保険会社とが対立してきたが、ついに一九八九年改正法は約款の事前開示義務を法定した。以下においては、事前開示義務法定に至る過程を時系列にしたがって概観する。

(a) 準拠条項の禁止…スクリヴネル法律二三号および同法律施行令 スクリヴネル法律とは、消費者問題担当副大臣 (secrétaire d'Etat à la consommation) スクリヴネル夫人 (M^{me} Christianne Scrivener) が法案を起草しその制定を推進した「一定の信用供与取引分野における消費者の情報および保護に関する一九七八年一月一〇日の法律第七八一—二二二号」⁽⁸⁷⁾ および「製品および役務についての消費者の保護および情報に関する一九七八年一月一〇日の法律第七八一—二三号」⁽⁸⁸⁾ のことである。前者は、消費者信用に関する基本法である。後者は、濫用的契約条項を規制し消費者保護を図ることをその目的の一つとしている。保険約款に係るのは、後者の法律(以下、スクリヴネル法律二三号と略称する)である。スクリヴネル法律二三号第四章「濫用的条項 (clauses abusives) に対する消費者の保護」三五条は、次のように規定する。⁽⁸⁹⁾

① 事業者と非事業者または消費者との間で締結された契約において、価格を決定しまたは決定しうる条項、ならびに対価の支払い、目的物の構成、目的物の引渡し、危険負担、責任および担保(保証)の範囲、合意の履行、解約、解除または更新の条件に関する条項が、事業者の経済的な力の濫用によって、非事業者または消費者に課せられているこ

とが明らかであり、かつ、事業者に過大な利益を与えるときは、これらの条項は、場合によりこれらの条項について当該物品または役務の性質に応じて区別を行うことにより、第三六条により設置される委員会の意見に従って、コンセiy・データの意見を徴した後に制定されるデクレ (décret en Conseil d'Etat) によって、禁止、制限または規制することができるとができる。

② 前項の規定に違反して約定された濫用的条項は、これを書かれていないものとみなす。

③ 前二項の規定は、その形式または媒体を問わず諸契約にこれを適用する。特に、あらかじめ作成された普通契約約款 (conditions générales) の約定または普通契約約款に準拠する旨の規定を含む注文書、請求書、保証書、荷渡明細書もしくは指図書、切符、またはチケットについても同様に適用する。

④ 省略

上記スクリヴネル法律三五条一項に基づく施行令は、その第一条において準拠条項 (clause de référence) に関する次のように規定する。⁽⁹⁰⁾「事業者を一方の当事者とし、非事業者もしくは消費者を他方の当事者とし、その間で締結された契約において、非事業者もしくは消費者が署名した書面に書かれていない契約条項に非事業者もしくは消費者が拘束されることを確認することを目的とする条項、またはそのような結果を生ぜしめる条項は、上記の法律第三五条第一項の意味における不当なものとして禁止される。⁽⁹¹⁾」この規定に対して、保険会社は激しく反発した。なぜならば、保険契約締結の実務においては、一般に準拠条項を使用するからである。すなわち、保険契約の申込をうけた場合には、保険会社は申込人に特約条項を記載する書面を交付しこれに署名をうけることが通例であり、この書面には一般条項に準拠する (référer, renvoyer) 旨が記載されているので、本施行令第一条の適用をうけるおそれがあるからである。⁽⁹²⁾ 施行令第一条が適用された場合には、保険契約締結の実務は、根本的改革を求められることになるから、保険会社は、訴訟

において本施行令第一条の適法性を争うこととした。

(b) 準拠条項禁止規定の無効…一九八〇年コンセイユ・デタ判決 保険会社五社が、上記施行令第一条の無効をコンセイユ・デタに申し立てた。申立の趣旨は、施行令第一条の適用範囲はスクリヴネル法律二三号三五条一項に定める適用範囲を超えているから、施行令第一条に関し政府は権限を超越して本施行令を制定したと解することができ、したがって施行令第一条は無効であるというものである。政府委員 (commissaire du gouvernement) の論告 (conclusions) も、施行令第一条は政府が権限を超越してこれを制定したと解することができるから無効であると主張する(政府委員は、政府の見解を述べるのではなく、もっぱら法解釈の見地から意見を述べる)⁹³。政府委員の論告の論拠は、次の点にある。①上記法律三五条一項は、「当該物品または役務の性質に応じて区別を行うことにより」濫用的条項を規制すべき旨を規定しているにもかかわらず、施行令第一条は、その区別を行わずに一律に規制を行っている、特に保険約款の場合においては、保険法典R三二〇—六条一項により、保険会社は、約款の一般条項、保険契約申込書等を改訂するときは、事前に経済財政大臣 (ministre de l'Economie et des Finances) に通知しなければならず、また同L三二〇—八条一項によると、経済財政大臣はその内容の修正を求めることができるから、その公正性は確保されている。②上記法律三五条一項が適用対象を限定的に列挙している(価格決定条項、対価の支払条項等)のに対し、施行令第一条は準拠条項一般を適用対象とする。③すべての準拠条項が、法律三五条一項に規定する「事業者の経済的な力の濫用」および「事業者の過大な利益」という二つの要件に該当するとは言えない、である⁹⁴。

コンセイユ・デタ一九八〇年二月三日判決は、上記施行令第一条を無効とした。その理由は、政府委員の論告の論拠のうちの②および③と同じである。すなわち、施行令第一条が、上記法律三五条一項が限定的に列挙する事項以外の契約要素 (élément contractuel) に関する条項を禁止していること、および、すべての準拠条項が、法律三五条一項

に規定する濫用的条項の二つの要件（事業者の経済的な力の濫用および事業者の過大な利益）に該当するとは言えないことである。⁽⁹⁵⁾

(c) 破毀院判決　破毀院は、約款の開示に関し次の二件の判決を下した。これらの判決には、いわゆるスクリヴネル法律の影響を看取することができる。⁽⁹⁶⁾

(i) カバー・ノート　破毀院民事第一部一九八〇年二月二六日判決の事案は、被保険者が事故発生時までに保険証券の交付をうけていなかった場合である。⁽⁹⁷⁾ 判決文によると、被保険者は、保険事故発生時までにカバー・ノートしか交付されていなかったが、そのカバー・ノートには、カバー・ノートは「後日被保険者に交付する保険証券の規定および条項に基づいて発行する」旨の記載がある。被保険者の事故発生通知義務は、保険証券七条に規定されている。原審判決は、「被保険者が保険証券七条に規定する失権の制裁について知らされていた (porter à la connaissance) との証拠を、保険者は提出しなかった。したがって、保険事故の発生が保険者に通知されたのは期間経過後であるが、保険者は、失権をもって被保険者に対抗することはできない」旨を判示した。破毀院はこれを支持した。

(ii) 特約条項　破毀院民事第一部一九八九年六月二一日判決の事案は、保険契約者が契約申込時に署名した書面には事故発生時の通知義務が記載されていなかった場合である。⁽⁹⁸⁾ 判決文によると、保険契約者は、契約申込時に特約条項 (conditions particulières) を記載する書面に署名したが、この書面には一般条項に準拠する (renvoyer) 旨が記載されており、事故発生時の通知義務は、一般条項に規定されている。右の書面に保険会社の代表者が署名しこれを被保険者に返送する間に、保険事故が発生した。保険者は、所定期間内に事故の発生を通知しなかったことを理由として失権を主張する。

原審判決は「定型契約 (contrat type) または附合契約においては、契約当事者は〔契約を〕知悉した上で (en con-

naissance de cause) それを承諾すべきであり、特に保険契約者は署名する前に一般条項を知った上で承諾すべきである」と判示し保険者の主張を認容したが、破毀院は、「被保険者は、保険事故発生後に失権を規定する一般条項を知った」のであるから、原審判決は保険法典L一一三―二条三項およびL一一二―四条二項に違背するとしてこれを破棄した。

(d) 濫用条項委員会の勧告 前述のように、上記施行令第一条に基づく準拠条項に対する規制は暗礁に乗り上げたが、別の手法による準拠条項を規制する試みがなされた。すなわち、濫用条項委員会 (Commission des clauses abusives) による勧告である。濫用条項委員会は、スクリヴネル法律二三号二六条に基づいて組織される委員会で、その任務は、①濫用条項をデクレによって制限または禁止する場合に、デクレ案について意見を求められ (同法三五条一項)、②事業者が通常使用する契約モデルに濫用的な条項が含まれているかを調査し (同二七条一項)、③濫用的な条項の廃止または修正を勧告する (同二八条一項) ことにある。⁽⁹⁹⁾

濫用条項委員会は、一九八六年三月、消費財の売買予約付賃貸借契約 (contrat de location avec promesse de vente de biens de consommation) に付随する保険契約の約款について次のような内容の勧告を行っている。⁽¹⁰⁰⁾ すなわち、この契約は、固有の意味での売買予約付賃貸借契約の他に、保証契約、保険契約等多種類の契約によって構成されるが、個々の契約書ごとに (特に保険契約について) 消費者 (保険契約申込人) が署名するスペースを確保すること、および消費者の署名は、一般条項を記載する書面の下部になすこと (すなわち、約款の事前開示) などを勧告している (ただし、勧告は事業者等を拘束するものではない)。

(e) 一九八九年改正法・開示義務の法定 このような過程を経て、一九八九年改正法八条は、保険者に約款の事前開示義務を課した。すなわち、保険法典L一一二―二条に一項ないし三項を次のように追加した (従前の同条一項ない

し三項は繰り下がる)。この規定は、一九八〇年代フランスの消費者保護思想の法的結実である。

保険法典L1121-2条①保険者は、契約締結前に保険料 (prix) および担保内容 (garanties) に関する情報開示票 (fiche d'information) を提供しなければならない。

② 契約締結前に、保険者は、契約草案およびその付属書類各一通、または担保内容およびその除外事項 (exclusions) ならびに被保険者の義務を明確に記載した契約に関する情報開示書 (notice d'information) を被保険者 (保険契約者) に交付しなければならない。

③ 前項に定める書類が実際に交付されたかについての証明方法は、コンセイユ・デタのデクレをもってこれを定める。また、保険種目および引受状況に関する適用除外についてもデクレをもってこれを定める。

保険契約および被保険者の保護に関する一九九〇年九月二〇日のデクレ第九〇—八二七号二条は、保険法典L1121-2条三項に定める開示書類交付の証明方法について、次のように規定する。すなわち、保険証券の下部になした申込人の署名および日付の記載をもって、保険法典L1121-2条二項に定める書類が事前に交付されたことの証明方法と定める (保険法典R1121-3条)。この規定は、濫用条項委員会の前記勧告と同趣旨である (前記(d)参照)。保険者の開示義務違反の効果について、法は特に規定していないが、ランベール・フェヴル教授によると、裁判所がこの場合に制裁を課することは疑問の余地がないことである。⁽¹⁰⁾ しかし、問題はいかなる制裁を課するかである。すなわち、保険者の開示義務違反を債務不履行一般に還元し、保険者に損害賠償を命じるだけなのか、あるいは、パリ控訴院一九八〇年判決のように、契約申込時に開示されなかった条項については、その効力を否定するかである (注(98) 参照)。

なお、保険法典L1121-2条三項後段に定める適用除外については、次に掲げる保険種目および引受条件を適用除外とした。すなわち、第一に、保険法典L351-4条二項に定める大危険 (grand risque) を担保する保険である。

具体的には、企業保険であり、①鉄道車両、航空機および船舶（河川・湖沼を航行する船舶を含む）ならびにこれらに付随する民事責任、②運送中の商品および③保険契約申込人が商工業または自由業を業として営む場合において、その営業活動に関する信用および保証を担保する保険、④保険契約申込人がコンセイユ・デタのデクレが定める基準を超える規模の事業を行っている場合において、火災、自然災害、財産上のその他の損害、民事責任一般およびその他の経済的損害を担保する保険である（保険法典R一一二―二条一項）。第二に、次に掲げる保険が、申込から四八時間以内に効力が生じる条件で引き受けられる場合である。すなわち、保険期間三ヶ月以下でかつ保険期間継続不能の条件で締結される保養地での滞在（villegiature）、キャンプ、冬季スポーツ、ヴァカンスおよび旅行に付随する危険を担保する保険および旅行の為の荷物で価値を有する物を担保する保険である（保険法典R一一二―二条二項）。

(4) 適用上の規制 一九八九年改正法は、失権の適用に関し、二つの規制を設けた。その第一は、危険増加および保険事故発生のお知らせ義務違反を理由として、被保険者に失権を課する場合である。すなわち、この場合には、保険者は、通知義務違反によって損害を被ったことを証明しなければならない（保険法典L一二四―二条四項）。したがって、保険者は、損害を被ったことを証明できない場合には、被保険者に失権を適用することはできない。第二の規制は、責任保険の訴訟指導約款に関するものである（本節4(1)(b)参照）。訴訟指導約款によると、被保険者は、賠償責任訴訟の進行に参与することが禁止され、この禁止に違反した場合には、被保険者は失権の制裁をうける。しかし、被保険者が訴訟の進行・指導に関わることに利益を有するときは、被保険者に失権その他の制裁を課することはできない（保険法典L一一三―一七条二項）。被保険者が訴訟の進行・指導に関わる利益を有するときとは、例えば、保険者と被保険者との利益が対立する場合、保険者が訴訟指導を懈怠したまたはその指導に過誤がある場合である。⁽¹⁰²⁾

2 失権の主要形態

失権は、約款において約定するものであるから、失権条項を規制する法令に抵触しない限り、これを自由に約定することができる。ここでは、その中の主要なものを紹介する。

(1) 保険事故発生のお知らせ (a) 通知の目的と態様 保険事故が発生した場合、被保険者は保険者にその旨を通知しなければならない (保険法典L一一三一二条一項四号)。通知の目的は、保険者が事故状況を可能な限り速やかに把握し、保険者自身の利益を確保することにある。したがって、通知は簡潔なものでたり、通知すべき事項は事故の基本的状況、具体的には事故発生の日時、場所、状態、証人の名前等である。通知方法は、法定されていないから、書面に限らず、口頭、電話、電報等任意の方法でよい。約款において、通知方法 (例えば、書留郵便または電報) を約定することはできない。通知方法を特に規定していない保険法典L一一三一二条は、強行規定だからである (103) (保険法典L一一三一二条)。

通知すべき相手方は、約款によると、保険会社自身または保険会社の代理人である保険代理人 (agent général d'assurance) ⁽¹⁰⁴⁾ である。保険仲立人 (courtier) は、保険契約者の代理人であるから、これに対する通知は、原則として有効な通知とは言えない。しかし、通知をうけた仲立人がそれを保険会社に直ちに伝達しなかったなど、仲立人に帰責事由のある場合には、保険契約者 (被保険者) は、仲立人に損害賠償を請求することができる ⁽¹⁰⁵⁾。また、破毀院民事第一部一九八三年六月二八日判決は、外観法理を適用し仲立人に対する通知を有効とした原審判決を支持した ⁽¹⁰⁶⁾。すなわち、原審判決は、①保険契約に、保険会社の指定する当該仲立人専用のコード番号 (numéro de code) が記載され、②右仲立人が保険料の取立を行い、および③仲立人が本件通知を保険会社に伝達する際に、「我々の被保険者 (notre assuré)」という表現を使用している事実に基づいて、被保険者から見れば、本件仲立人は保険会社の代理人に思え、その

点について保険会社は黙示の同意を与えていたから、仲立人に対する通知は有効であると判示した。

(b) 通知をなすべき時期 通知は、事故の発生を知った時から約款が定める期間内にこれを履行しなければならぬ。ただし、この期間を五営業日 (cinq jours ouvrés) 未満に短縮することはできない (保険法典Ⅰ一一三一二条一項四号)。家畜死亡保険 (assurance contre la mortalité du bétail) および盗難保険では、通知期間が短縮されている。すなわち、家畜死亡保険の通知期間の最短限度は二四時間であり、盗難保険の最短限度は二営業日である (保険法典Ⅰ一一三一二条二項)。期間が短縮されている理由は、家畜死亡保険では、家畜の伝染病が発生した場合に緊急措置を講じる必要がある、盗難保険では、直ちに犯人および盗難品を捜し出す必要があるからである。⁽¹⁰⁷⁾ 注意すべきは、営業日という概念をもって日数を数えていることである。したがって、約款において通知期間を具体的に定める場合も、営業日をもって (例えば七営業日) 規定するものと思われる。なお、営業日をもって通知期間を数えているのだから、土曜日、日曜日および祝祭日 (jour férié) は、この期間には含まれない。⁽¹⁰⁸⁾ 生命保険については、通知義務に関する規定は適用されないが (保険法典Ⅰ一一三一二条五項)、一般に、約款において可能な限り速やかに通知すべき旨が約定されている。ただし、生命保険約款においては、通知義務違反の制裁として、失権を規定しないのが通例である。⁽¹⁰⁹⁾

通知時期に関する規定は、一九八九年法により改正されたが、この改正の背景には、次のような事情が存在する。すなわち、①濫用条項委員会の勧告：一九八五年九月、濫用条項委員会は、住宅総合保険に關し事故発生のお知らせ期間があまりにも短期間であると勧告した。⁽¹¹⁰⁾ および②EC保険契約指令案：指令案九条一項は、通知期間は合理的なものでなければならぬと規定する。⁽¹¹¹⁾ これらが今回の改正に影響を与えたものと考えられる。なお、ランヴェールフェヴル教授によると、通知期間について例外規定 (保険法典Ⅰ一一三一二条一項によると、通知期間は四日以内である) が定められている雹害保険 (assurance contre la grêle) は、今回の改正によりこの規定が削除され、上記Ⅰ一一三一二条一項

四号の適用をうけるとのことであるが、⁽¹²⁾しかし、一九八九年改正法にはこの規定を削除する規定は見当たらないし、一九八九年改正法を収録する『アルギュス保険法典第八版』にはL12311条は記載されている。⁽¹³⁾

(c) 義務違反の制裁 約定の期間内に通知義務を履行しなかった場合には、被保険者は、失権の制裁を課せられる(もちろん、その旨が約款で約定されていることを要する)。ただし、保険者は、失権を課する場合には、被保険者が通知義務を履行しなかったことにより損害を被ったことを証明しなければならない(保険法典L12311条四項)。失権の適用を規制する基準には、一般に、被保険者の悪意の有無、および保険者の損害の有無という二つの要素が考えられる。被保険者の失権を民事罰と解する場合には、保険者の損害の有無を問わず、被保険者が悪意の場合に限るとする方が、論理的に整合している。しかし、一九八九年改正法は、保険者が損害を被ったこと(被保険者の悪意の有無を問わず)を失権の適用要件に採用したのであるから、これをもって被保険者の失権の過怠約款化と解するべきである(第二節5(3)(c)参照)。この改正には、①EC保険契約指令案および住宅総合保険に関する濫用条項委員会の勧告(第二節5(3)(c)参照)、ならびに②約款実務が影響を与えていると思われる。すなわち、②について言うと、一九四一年制定および一九五九年制定火災保険約款においては、被保険者が通知を遅滞したときは、それにより保険者が被った損害を賠償すべき旨が規定され、失権の制裁は排除されていた。⁽¹⁴⁾なお、従来、約款において失権の制裁を排除することができたのだから(例えば、一九四一年約款および一九五九年約款)、今後もそれは可能であると思われる。⁽¹⁵⁾

(d) 通知期間の計算 期間の計算法は一般原則にしたがう。すなわち、期間の初日は算入されない。したがって、被保険者が事故の発生を知った翌日から起算する。期間の満了は末日が終了した時である。被保険者は、この期間内に通知を発信すればよい。なぜならば、保険法典L12311条一項四号は「通知を伝える(donner avis)」という文言を使用し、雹害保険に関するL12311条一項は「通知の発信(envoi de la déclaration)」と規定するからで

ある。⁽¹⁶⁾

(i) 責任保険 責任保険においては、保険事故の発生を知った時の確定が問題となる。なぜならば、責任保険では、被害者の加害者（被保険者）に対する裁判上または裁判外の請求をもって保険事故と定義しているからである（保険法典一二四—一条）。裁判上の請求とは、被保険者が主たる訴項（本権）に関する召喚（*assignation au principal*）をうけた場合はもちろんであるが、この他、例えば、被害者が鑑定人選任のために急速審理手続を申し立て、これにより被保険者が召喚（*assignation en référé*）をうけた場合もこれに含まれる。後者の場合は、損害賠償を請求する本案に関する召喚（*assignation au fond*）ではないが、被害者の意思が被保険者の責任を追及することにあるのは、明らかだからである。同様の理由により、大審裁判所長が急速審理手続により損害賠償の仮払い（*référé provision*）を命じた場合も（新民事訴訟法典八〇九条二項）、裁判上の請求と解することができる。また、被保険者が強制参加（*intervention forcée*）による召喚をうけた場合も、裁判上の請求と解することができる。⁽¹⁷⁾

破毀院商事部一九七八年二月六日判決は、被害者が管轄を誤解し被保険者（加害者）に対する損害賠償訴訟を大審裁判所に提起した事案である。⁽¹⁸⁾ 事実の概要は、次の通りである。上記賠償訴訟について召喚（第一の召喚とよぶ）をうけた被保険者は、召喚をうけた時から所定期間内に事故が発生した旨を被保険者に通知しなかった。大審裁判所は、無管轄（管轄違い）であるとして右訴訟を却下した。その為に、この訴訟は商事裁判所に係属することになったが、被保険者は、この召喚（第二の召喚とよぶ）をうけた時から所定期間内に被保険者に対する通知を履行した。被保険者は、第一の召喚を保険事故と解し、被保険者に対し、所定期間内に通知を履行しなかったことを理由として失権を主張する。被保険者は、①被害者が大審裁判所に提起した訴訟は無管轄であるとして却下されたのだから、第一の召喚は、請求としての効力をもたない、②第二の召喚をうけた時から所定期間内に通知を履行した、と反論する。しかし、原審裁判所は保険

者の主張を認め、破毀院は、約款条項の解釈は原審裁判所の権限であるとして、上告を棄却した（判決文からは、原審判決の理由を知ることにはできない）。なお、被害者の被保険者（加害者）に対する請求は、裁判外の請求でもよいのだから、第一の召喚を裁判外の請求と解することができる。⁽¹²⁰⁾

裁判外の請求に関する最近の事例には、破毀院民事第一部一九八七年一〇月一三日判決がある。⁽¹²¹⁾ 本件は、湯治客が、温泉施設内の固定されていないゴム製マット上で滑って転倒し、けがをした事例である。けがをした被害者が温泉施設を経営する会社宛てに送付した手紙には、被害者自身が加入する保険（傷害保険と思われる）から十分な給付をうけることができない場合には、右会社に対して損害賠償訴訟を提起する用意があると記されていた。本件の争点の一つは、この手紙を被害者の請求と解することができるか否かにある。判決は、被保険者（右会社）は、上記手紙によって、付保危険に該当する事故およびこの事故による損害の発生を知っていたと解し、したがって、被保険者は、右手紙を受領した時から所定期間内に通知を履行しなかったため、失権の適用をうけると判示した。

ところで、自動車保険約款では、一般に、通知の時期を繰り上げ、損害事故の発生を知った時から通知期間が開始する旨を定めるのが常である。この規定は、通知時期を法定の時期（保険事故の発生を知った時）以前に繰り上げるものであるから、これが、強行規定である保険法典一一三―二条（保険事故発生の通知義務を定める規定）に反し、被保険者に過重な負担を課するものであるか否かが問題となる。しかし、学説も判例もこの実務を支持する。なぜならば、被保険者は事故状況を緊急に把握する必要がある、かつ損害事故は保険事故の要素だからである。⁽¹²²⁾

(ii) 傷害保険 破毀院民事第一部一九七六年五月二五日判決は、傷害保険において被保険者が保険事故の発生を知った時の意義が争点となった事例である。⁽¹²³⁾ 被保険者は、保険事故の発生を知った時とは、事故およびそれによる損害の発生を知った時であり、本件の場合にはけがの状態が固定した（consolidate）時であると主張する。しかし、原審判

決は、被保険者がすでにリハビリテーション (rééducation) を中止していた事実を指摘し、遅くともこの時から事故の結果は永続的なものとなっているから、この時から通知期間は開始すると解した。破毀院判決は、これを支持した。破毀院民事第一部一九八五年二月二七日判決も、傷害保険の事例である。¹²⁴ この事例は、判決文が紹介されていないので、コメントから推測すると、事実の概要は次のようである。理由は不明だが、被保険者が誰かに傷を負わせると同時に、本人自身も負傷したようである。被保険者は傷害罪 (blessure volontaire) で起訴されたのだが、裁判では過失傷害罪 (blessure involontaire) で有罪となった (この事情は不明)。過失傷害罪の場合には、傷害罪の場合とは異なり、保険法典L一一三―一条二項に定める被保険者の故意に起因する損害に該当しないので、被保険者は保険金の給付をうけることができる。そこで、被保険者は、上記判決の翌日に自己の締結する傷害保険の保険金の支払いを請求した。しかし、本件判決は、被保険者が当初傷害罪で起訴されたことは事故発生時から所定期間内に通知すべき義務を免除するものではないと判示し、被保険者に失権を課することを認めた。

(2) 危険増加の通知義務 (a) 一九八九年改正後の新制度 一九八九年改正法一〇条は、危険増加の通知義務違反の制裁についても、約款において被保険者の失権を約定することができる旨の規定を新設した (保険法典L一一三―二条四項)。一九八九年の改正は、危険増加の通知に関する制度全体に及んでいるから (一九八九年改正法一一一条)、先ず改正後の新制度を手短かに紹介しよう。保険契約期間中に、危険が増加したまたは新たな危険が発生し、そのために保険者に対して行った回答 (質問表に対する回答) が不正確または実態と乖離するようになった (inexact ou caduc) 場合には、被保険者は、その事態を保険者に通知しなければならない。この通知は、事態を知った時から一五日以内に書留郵便をもって行わなければならない (保険法典L一一三―二条一項三号)。ただし、この期間は、当事者の合意をもって延長することができる (同条三項)。なお、危険増加に関する規定は、生命保険および疾病保険に対しては適用しな

い（保険法典L一一三―四六項）。

右の危険が、契約締結時または契約更新時に存在していたならば保険者が契約を引き受けなかったか、または割増保険料でなければ引き受けなかった程度に増加している場合には、保険者は、契約の解約または新保険料を申し込むことができる。保険者が契約を解約した場合には、解約の効果はそれを通知した時から一〇日後に生じる。また、この場合には、保険者は、未経過保険料を返還しなければならない。保険者が新保険料を申し込んだ場合において、この申込の時から三〇日以内に被保険者が保険者の申込を承諾しなかったときまたは新保険料を明示的に拒否したときは、保険者は、この期間経過後に契約を解除することができる。ただし、保険者は、その旨を新保険料申込書に明瞭な文字をもって記載しなければならない。保険者が、危険増加の通知を受領した後に、契約を継続する旨の意思を表明した場合、特に従前の保険料を受領し続けた場合および事故発生後に保険金を支払った場合には、保険者は、危険増加を援用することはできない（保険法典L一一三―四六項―三項⁽¹²⁵⁾）。

(b) 通知義務違反の制裁 被保険者は、危険増加の事態を知った時から一五日以内にその旨を保険者に通知しなかったときは、失権の制裁を課せられる（ただし、この期間は、当事者の合意をもって延長することができる）。もちろん、この場合においてもその旨が約款に規定されていることが前提である。また、この制裁を適用するためには、保険者は、通知の遅滞により損害を被ったことを証明しなければならない（保険法典L一一三―二四項）。

通知義務違反に関し被保険者の悪意の有無が問題となる。なぜならば、一九八九年改正前においては、被保険者の悪意の有無によって通知義務違反の効果が異なっていたからである。すなわち、被保険者に悪意のない場合には、保険法典L一一三―九条（善意の告知義務違反）を適用し、悪意のある場合には、L一一三―八条（悪意の告知義務違反）を適用し、後者の場合に限り、被保険者は保険金の給付をうけられなかったからである。⁽¹²⁶⁾しかし、一九八九年改正後にお

いては、被保険者に悪意のない場合でも、保険者が通知の遅滞により損害を被ったときは、失権が適用される（ただし、約款において被保険者が悪意の場合にのみ失権を適用する旨を約定することは可能であると思われる）。その意味において、一九八九年改正法は、被保険者にとって厳しい規定であると評価することができる。

ランベール・フェヴル教授は、危険増加の通知義務違反の場合に被保険者に失権を課することについて、厳しい批判を加えている。すなわち、教授は「危険増加の場合に奇妙にも失権の制裁を課する規定が空文化するよう願っている」と述べ、この制裁は真の失権とは言えないと批判する。その論拠は、危険増加の通知義務違反は保険事故発生前の問題であるので、失権を適用しても、剥奪すべき保険金請求権が存在だからである。しかも失権の対象が責任保険の保険金請求権の場合には、保険者は、被害者たる第三者には失権の抗弁を主張することができないが（本節3参照）、危険増加の通知義務違反の場合も同様に解するのであろうかと疑問を提起する。⁽¹²⁷⁾

(3) 損害額の過大評価 大多数の損害保険約款は、被保険者が悪意で損害額を過大に評価しこれを保険者に申告した場合には、被保険者は保険金請求権を喪失する（失権の制裁を課せられる）旨を規定する。失権の制裁を適用するためには、保険者は、被保険者の悪意または詐偽的意思（intention dolosive）を証明しなければならぬが、判例によると、次のような場合には、被保険者の悪意または詐偽的意思が推定される。すなわち、合理的に説明することのできる理由がある場合を除き、評価額が多額または高額であるとき、偽造した書類を使用したまたは会計帳簿を隠匿する⁽¹²⁸⁾など不正な行為があるとき、および過大な保険金を約定しているとき（特に事故の直前に締結したとき）⁽¹²⁹⁾などである。

損害額の過大評価に関する最近の判例には、破毀院民事第一部一九九〇年三月一三日判決がある。判決文によると、被保険者は、一九八一年一二月に六万一五三〇フランで購入した中古自動車に盗難保険を付けていたが、被保険自動車は一九八二年七月に盗まれてしまった。被保険者は、被保険自動車の新車価額七万二四〇〇フランの支払いを保険者に

請求した。保険者は、上記請求について、被保険者が損害額を悪意で過大に申告したものであるから、約款一般条項一六―一条一六（失権の制裁）を適用するとして、保険金の支払いを拒絶した。被保険者は、上記の損害評価は悪意ではなかったと反論する。すなわち、本件自動車は、中古車価格で購入したものであるが、一九八一年一二月に購入した時まで販売店に展示されていた自動車であるから、新車同然であったので新車価額を請求したと主張する。しかし、原審判決は、被保険者が購入価額を超える保険金額の支払いを請求した事実をもって、被保険者の悪意を認定し、破毀院判決もこれを支持し被保険者の上告を棄却した。

(4) 責任保険における訴訟指導約款 責任保険の保険者は、被害者が加害者（被保険者）に対して損害賠償を請求する訴訟について利害関係をもつが、訴訟の進行を被保険者に委ねた場合には保険者固有の利益が侵害されるおそれがある。そこで、保険者は、被保険者から訴訟追行の主導権を取り上げこれを自己の支配下におくために、訴訟指導約款（条項）を定める。被保険者が、これに違反する場合には失権の制裁が課せられる（第三節4(1)(b)参照）。

(5) その他 一九六九年制定火災保険約款一二条三項によると、被保険者または保険契約者が、事故状況について悪意で不実の通知を行った場合、特に、悪意で、事故発生時に現場に存在しなかった物の罹災を主張し、保険の目的物の全部または一部を隠匿し、重複契約がある場合にそれを通知せず、または証明方法として不正な書類もしくは不正な手段を使用した場合には、被保険者に失権が適用される。⁽³⁰⁾

破毀院民事第一一九九一年三月二五日判決は、責任保険の被保険者が事故状況の不実通知と加害者としての防御権との問題を指摘する事例である。⁽³¹⁾ 判決文によると、事実の概要は、被保険者が、自動車を運転中に反対方向から進行して来た自動車と衝突する事故を引き起こした。被保険者は、事故直後に現場から逃走した（理由不詳）。その為だと思われるが、被保険者は、自分が締結する責任保険の保険会社に対しては事故とは一切関係ない旨を通知した。しかし、

目撃者の証言によって被保険者の有責が立証され、しかも、軽罪裁判所の判決によると、被保険者（加害者）は、交通法典違反（事故現場からの逃走）および過失傷害罪（*blesures involontaires*）で有罪が確定している。被保険者は、失権条項は、被保険者の防御権と両立するものでなければならぬと主張する。つまり、本件においては、被保険者は、刑事裁判との関係で自分が事故とは一切関係ない旨を通知したのだから、事故状況について悪意で不実の通知を行った場合には該当しないというものである。しかし、原審判決は、被保険者の不実通知は悪意によるものであると認定し、被保険者の失権を認容した。破毀院判決は、原審の判断を支持した。

3 失権の効果

(1) 保険金請求権の喪失 失権の基本的効果は、保険金請求権の喪失（剥奪）である。⁽¹³²⁾ 失権について、立証責任を負うのは保険者である。⁽¹³³⁾ ただし、破毀院民事第一部一九六四年七月一六日判決は、事故発生のお知らせ義務不履行を理由とする失権の適用に関して、「〔通知をしたか否かの〕事実が争点となっているときは、この義務を履行したことの証明は、被保険者に課せられている」旨を判示する。⁽¹³⁴⁾ しかし、破毀院民事第一部一九八〇年一〇月一五日および同月二二日判決によると、危険の除外（担保範囲の画定）⁽¹³⁵⁾ についてさえ保険者が立証しなければならないのだから、おそらく今後、破毀院が六四年判決の法理を採用することはないであろう。⁽¹³⁶⁾ 保険者は、義務違反となる客観的事実を証明するだけでよい。ただし、被保険者の悪意が要件となるときは（例えば、被保険者の悪意による損害の過大評価）、⁽¹³⁷⁾ 保険者は被保険者の悪意についても証明しなければならない。⁽¹³⁸⁾ 被保険者の悪意とは、破毀院が定立した告知義務違反に関する判例法理によると、保険者を欺罔する（*tromper*）意思である。⁽¹³⁸⁾ また、危険の増加および事故発生のお知らせ義務違反を理由として失権を適用する場合には、保険者は、この義務違反によって損害を被ったことを立証しなければならない（保険法典

L—1—1—2—4項)。

失権の効果が及ぶ範囲に関し問題がある。すなわち、失権の個別的適用 (divisibilité) ・ 一体的適用 (indivisibilité) の問題である。例えば、建物と家財とを担保する火災保険において、悪意で家財の損害額を過大評価した場合、失権により家財についての保険金請求権が剥奪されるのはもちろんである。では、この場合、失権の制裁は建物についての保険金請求権にも及ぶのだろうか。原則として、失権は個別的に適用され、この場合、失権の効果は建物についての保険金請求権には及ばない。ただし、一九六九年制定の火災保険約款のように、悪意で損害額を過大評価した場合、失権を一体的に適用する旨が約定されているときは、右の設例でいうと、失権の制裁は建物についての保険金請求権にも及ぶ。⁽¹³⁹⁾

破毀院民事第一部一九九一年一月一三日判決は、失権の一体的適用が争点となった事案である。⁽¹⁴⁰⁾ 判決文によると、XはY保険会社との間で自動車の盗難保険を締結していた。被保険者Xは被保険自動車を盗まれたのでその旨をY保険会社に通知したが、後日その自動車に取り付けていたカー・ラジオの盗難についても申告した。ただし、Xは書類を偽造しラジオの価額について不実の申告を行った。自動車およびカー・ラジオの盗難は、証明されている。X・Y間の保険約款二五条は、「被保険者は、保険事故の種類、原因、状況および結果についてこれを知りながら (sciemment) 不実の通知を行った場合には、この事故に起因するすべての保険金請求権を喪失する」旨を定める。Y保険会社は、約款二五条に基づきすべての保険金の支払いを拒絶する。Xは、自動車の盗難とラジオの盗難とは別個のものであり、自動車の盗難については、誠実に通知を履行し、かつその損害額の申告も適正であると主張する。しかし、判決は、Xの主張は合意に関する民法典一一三四条に反するとして、失権の一体的適用を認め、上告を棄却した。

(2) 失権の対抗力 (a) 抗弁可能 失権となるべき事実が証明された場合には、保険者は、被保険者 (保険契約

者)の保険金請求を拒絶することができる。他人の為にする保険契約 (assurance pour le compte) において被保険者がその請求を行ったときも同様である。なぜならば、保険法典L一一二—三条三項によると、保険者が保険契約者に対抗することができる抗弁は、保険契約の受益者(被保険者)に対しても同様に対抗することができるからである。ただし、不特定の他人の為にする保険契約 (assurance pour le compte de qui il appartient) の場合には、若干問題がある。というのは、不特定の他人の為にする保険契約には、責任保険的要素も認められるからである(責任保険の場合には抗弁が制限される(次項(b)参照))。破毀院民事第一部一九六五年四月六日判決⁽¹⁴⁾を紹介しよう。

事実関係——Xは、訴外Aに毛皮のコートの保管を依頼していたところ、Aの火災によりそのコートは焼失した。Aは、Y保険会社との間で不特定の他人の為にする保険契約を締結していた。Xは、右保険契約に基づきY保険会社に保険金を請求した。Y保険会社は、Aが事故発生のお知らせを履行しなかったこと(すなわち、Aの失権)を理由として、保険金の支払いを拒絶した。原審判決は、保険法典L一一二—一条)の適用を排除し、本件契約は、保険法典L一一二—一条)が規定する不特定の第三者の為にする保険ではなく、火災によって訴外Aに寄託されている衣服が焼失または損害をうけた場合、Aの責任を担保している衣服が焼失または損害をうけた場合、Aの責任を担保する保険であると判示した。Y保険会社が上告した。

判決——破棄移送。「原審判決は、本件契約は、保険法典L一一二—一条)が規定する不特定の第三者の為にする保険ではなく、火災によって訴外Aに寄託されている衣服が焼失または損害をうけた場合、Aの責任を担保する保険であると判示し、他方、『Aが締結した契約は、いわゆる責任保険契約ではない』と判示する。両者は矛盾するものであるから、原審判決は、法令(一一八—〇年四月二〇日の法律七条)に違反する。」

不特定の他人の為にする保険契約の場合、失権の抗弁制限を認めるか否かは、微妙な問題である。その原因は、保険法典L一一二—一条三項(保険法典L一一二—一条二項)にある。すなわち、同項によると、不特定の他人の為にする保険契約

を締結したときは、契約締結者の為の保険としても効力を有するからである。したがって、不特定の他人の為にする保険契約を他人の為にする保険と解したときは、保険者に失権の抗弁が認められ、これを契約締結者本人の為にする保険すなわち責任保険と考えた場合には、その抗弁が制限されることになる。本件事案について、ベッソン教授は、「この契約は、先ず契約者の利益すなわち受寄者の責任を担保し、次に寄託者すなわちコートの所有者の利益を担保する契約であると推定することができる。移送裁判所が、この推定すなわち責任保険の存在を認めるときは、おそらく失権の抗弁制限を判示するであろう」と述べている。⁽¹⁴²⁾

(b) 抗弁制限 責任保険において被害者に直接請求権が付与されている場合、直接請求権の範囲、枠組みおよび限度は、保険契約に基づくものであるから、被保険者が失権によって保険金請求権を喪失したときは、被害者も直接請求権を行使することができなくなる。しかし、このような結果は被害者の救済に反するので、保険事故発生後になされた被保険者の義務不履行を理由とする失権は、被害者等直接請求権を行使する者に対して対抗できないようにしなければならない。そのため、立法および判例は、失権の抗弁制限の法理を確立した。⁽¹⁴³⁾それが、次に検討する責任保険における被害者の直接請求権と先取特権者または抵当権者の直接請求権である。

(i) 責任保険における被害者 被害者の救済を確実にするため、立法者は、失権の抗弁を制限する法令を制定した。⁽¹⁴⁴⁾すなわち、一八九九年二月二八日のデクレー一条は、いかなる失権条項も労働災害の被害者に対して対抗することができない旨を保険約款に明記しなければならない旨を定めた。今日、保険法典R一二四―一条二項は、この規定を継承し、労働災害保険証券は、保険者が被害者ないしその権利承継人にいかなる失権も対抗できない旨を明記しなければならない旨を定めている。また、一九三六年六月三日のデクレは自動車保険について、一九三八年一月三〇日のデクレはあらゆる種類の車両を使用したことによる責任保険について、同様の抗弁制限を定めた。さらに、一九六二年一月一五

日のデクレは、これを一般化し次のように規定した（保険法典R一二四―一条一項）。「民事賠償責任の危険を担保する保険証券は、この賠償に関する限り、保険事故発生後になされた被保険者の義務不履行を理由とするいかなる失権も被害者またはその権利承継人に対抗できない旨を明記しなければならない。⁽¹⁴⁵⁾」ただし、この場合においては、被害者に対して保険金を支払った保険者は、被保険者に対して求償権を行使することができる。⁽¹⁴⁶⁾ というのは、保険者は、失権の適用により保険金支払い債務をすでに免脱されているから、保険者は、この場合には、被保険者の債務を代位弁済したことになるからである。

判例も抗弁制限の法理を確立した。すなわち、破毀院民事部一九三一年六月一五日判決は、次のように判示した。⁽¹⁴⁷⁾

事実関係——Xは、訴外Aの不法行為により損害を被った。Y保険会社は、Aの責任保険の保険者である。争点は、A・Y間の責任保険約款七条および八条に規定する通知義務違反にある。すなわち、同条によると、被保険者が違警罪警察署（*police correctionnelle*）に召喚を命じられたときは、その旨を保険者に通知しなければならないが、Aはその通知をしなかった。通知をしなかったときは、被保険者は失権の制裁をうける。Aは違警罪裁判所の判決により罰金五〇フランを命じられているから、Aが違警罪警察署から召喚を命じられたことについては、争いはない。原審パリ控訴院一九二八年五月九日判決は、①Y保険会社は、Aに課した失権をもってXに対抗することはできない、②民法典二一〇二条八号に規定する被害者の債権には、先取特権が認められており、かつ保険金は、事故発生の際に確定的に被害者の財産に帰属しているとして、Y保険会社に保険金の支払を命じた。

Y保険会社が上告した。上告理由は、①民法典二一〇二条八号に規定する被害者の先取特権は、保険金の支払いについて被保険者が有する権利以上の権利を被害者に付与するものではない、②保険金の被害者に対する支払いは、保険金債務の存在を保険者または裁判所が認めるときに限る、③被害者が保険契約について権利を有することは、被保険者の

義務履行の障害にはならない、④右の規定によって移転した (déléguer) 権利 (被害者の直接請求権) は、保険金債権の発生に要するすべての条件が充足したときに限りこれを行使することができる、したがって、被保険者が保険契約に基づく利益を喪失したときは、被害者は保険金の支払いを請求することができない、である。

判決——上告棄却。「民法典二二〇二条八号は、保険契約に基づき保険者が被保険者に支払うべき保険金について、事故の被害者のために固有の権利を創設した。この権利は、事故発生時に発生し、その後被保険者が保険証券所定の義務を履行しなかったために失権を課せられた場合でも、その存在および客体について影響をうけない。」

この判例法理は、さらに先取特権者または抵当権者の直接請求権の場合にまで拡張されるようになった。この問題については、次の(ii)で検討しよう。

(ii) 先取特権者または抵当権者の直接請求権 (i) 保険金の帰属と直接請求権の根拠 保険の目的物に先取特権または抵当権が付いている場合において、保険事故が発生したときは、保険法典L一二一一三条一項 (保険契約法三七条一項) によると、保険金は、明示の指図 (délégation expresse) を必要としないで、先取特権または抵当権ある債権者にその順位にしたがって帰属する。これは、物上代位 (subrogation réelle) の法理に基づくものである。帰属 (attribution) の要件を具備したときは、債権者は、保険金について特有の (propre)⁽⁴⁸⁾ 請求権を取得する。帰属の要件とは、①保険者が保険の目的物に担保権が付いていることを知ること、および②債権者が法定の手續にしたがって担保権を登記すること (民法典二二四六条以下) である。債権者が保険金について特有の請求権を取得したときは、保険者は、保険金を被保険者に支払うことはできない。これは、裏返して言うと、保険事故が発生した場合、債権者は、保険者に対して保険金の支払いを直接請求することができることを意味する。⁽⁴⁹⁾

(ロ) 破毀院一九四六年判決 破毀院民事部一九四六年一月四日判決は、先取特権者または抵当権者の直接請求権

と失権の抗弁制限との関係について、次のように抗弁制限を認める旨を判示した。⁽¹⁵⁰⁾しかし、この判決については、今日でもなお強力な批判がある。⁽¹⁵¹⁾

事実関係——訴外Aは、自己の所有する製粉工場を保険の目的物とする火災保険契約をY保険会社との間で締結した。Aは、Xに対する債務について右工場に抵当権を設定した。本工場が火災により焼失した。Xは、保険契約法三七条（保険法典L二二—二三条）に基づきY保険会社に保険金の支払いを請求した。Y保険会社は、Aが書類を変造することにより悪意で損害額を過大評価したとして（Aの保険金請求権の失権）、Xの請求を拒否した。第一審サンセーヴル民事裁判所は、失権の抗弁は抵当権者に対しては對抗することができないとして、Xの請求を認容した。その理由は、控訴審判決の判決文によると、第一に保険金の担保権者への帰属を法定指図（*délégation légale*）の効果と解したところにある。すなわち、指図の法理によると、指図を受けた者（*délegue*・本件では保険者）は、指図人（*déleguant*・本件では被保険者）に対して主張することができる失権の抗弁を被指図人（*délegataire*・本件では担保権者）に対しては主張することができないからである。第二に、責任保険における被害者の直接請求権と火災保険における担保権者の直接請求権とを同一視し、前者に認められる失権の抗弁制限を後者に対しても適用したところにある。

控訴審ポオ控訴院一九四一年七月一五日判決は、Y保険会社の抗弁を認めた。⁽¹⁵²⁾その理由は、第一に保険金の担保権者への帰属を物上代位と解したところにある。すなわち、担保権者の特有の請求権を法律の効果によって被保険者から移転した（*transporte*）ものと解し、したがって、担保権者は、自己の債務者（被保険者）の権利の限度においてのみ、保険金について権利を行使することができる。第二の理由として、責任保険における直接請求権と抵当権者の直接請求権は互いに性質が異なるので、両者を同一視することができない点を指摘する。すなわち、①法的構造における相違である。前者の場合は、被害者に発生した損害賠償請求権が、法律により、先取特権付の固有の権利に変えられたものであ

る。後者の場合は、保険金請求権が建物の所有者（被保険者）に発生し、担保権者は自己の債権の限度においてこの請求権に優先権を行使することができる。つまり、担保権者は、所有者が保険金について有する権利の範囲においてかつその条件にしたがう場合に限り、優先権を行使することができる。②事実における相違である。責任保険の場合には、事故の発生を予見することはできないのだから、被害者は、予め自己の権利を保全する措置を講ずることができない。そこで、被害者の権利を幻のものとしないうために、事故発生後の失権についてはこれを被害者に対抗できないものとしなければならない。他方、担保権者の場合には、初めから自己の権利を保全するための措置を講ずることができる。

判決——破棄、ボルドオ控訴院へ移送。「この規定〔保険契約法三七条・保険法典L一二一—一二三条〕は、火災その他の危険を担保する保険契約に基づき所有者に支払われるべき保険金をもって抵当権または先取特権が付いている目的物に代位させると同時に保険金を抵当権または先取特権付きの債権者に帰属させる (attribuer)。この帰属は、一九三〇年法五三条が不法行為によって損害を被った第三者に関して規定していると同様に、受益者に対して保険者に対する直接請求権と固有の権利とを付与する。したがって、事故発生時に発生した固有の権利は、その後被保険者が保険証券所定の義務を履行しなかったために失権を課せられた場合でも、その存在および客体について影響をうけない。原審判決は、……保険の性質および事故前の状況が異なるから、物上代位により債権者に認められる固有権は、民法典二二〇二条および一九三〇年法五三条が不法行為の被害者に認める固有権と同じ内容を有することはできないと判示した。しかし、両者に相違はあるが、保険金について優先権を有する債権者の固有権も、「被害者の直接請求権」と同様に、保険事故発生後の被保険者の義務不履行を理由とする失権から担保の効力を確保する必要がある。」

なお、この場合においても、担保権者に対して保険金を支払った保険者は、被保険者に対して求償権を行使することができる⁽¹⁵⁾。その理由は、責任保険の場合と同一である（前項(i)参照）。

(ハ) 学説の評価　ベッソン教授が本判決の評釈において述べているように、破毀院判決は、責任保険の場合と同様に、担保権者に対する抗弁制限を認める実質的理由を明らかにしていない。そこで、ここでは下級審の提示する論点にしたがって、本問題を考察する。論点は次の二つである。すなわち、①保険金の担保権者への帰属は、法定指図の効果かあるいは物上代位によるものか、②担保権者の権利を保護する理由があるか否かである。本判決については、ベッソン教授、ピカール教授およびルブルール・ピジュオニエール (Lerebours-Pigeonnière) 判事が評釈を発表している⁽⁸⁴⁾。ベッソン教授が判旨反対、ルブルール・ピジュオニエール判事が判旨賛成であり、ピカール教授は判決に疑問を提示する。以下では、主にベッソン教授とルブルール・ピジュオニエール判事の評釈を検討する。

① 保険金の担保権者への帰属の性質　この論点について、両者の意見は一致する。ベッソン教授は、当時の通説にしたがい、この性質を物上代位と解し、物上代位は保険契約の性質を変更するものではないと述べる。ルブルール・ピジュオニエール判事も、これを物上代位と解する。判事は、沿革的理由から現在でも保険契約法三七条一項(保険法典L121—13条一項)には、「明示の指図を必要としないで」という文言があるが、この規定を解釈する場合には、不明確な法定指図の観念によるのではなく物上代位の法理にしたがうべきである、と主張する。

② 担保権者の権利を保護する理由　この論点について、両者の主張は対立するが、その分かれ目は、担保権者が取得した権利の保護の要否という政策的判断にある。ベッソン教授は、担保権者の権利を強化する理由は特に認められないと主張する。すなわち、第一に、担保権者は、債務者の事情を知った上でこの者に金銭を貸し付けたのだから、債権者自身が自己の権利の保全を図るべきである。第二に、担保権者には、危険に備える手段が用意されているから、それらを利用すべきである。例えば、抵当権者は、抵当権の目的物について担保権者としての被保険利益を有するから、これを保険に付することができる。また、債務者が加入する保険契約にいわゆる担保権者条項を挿入させることもでき

る。この条項によると、保険者は、失権等の抗弁事由を抵当権者に対しては放棄しなければならないので、抵当権者は、この保険の利益を享受することができる。さらに、保険事故が発生した場合保険者が抵当権者の債権を支払う債権保全保険を利用することもできる。

ルルブルーピジュオニエール判事の抗弁制限肯定論の根拠は、第一に、担保権の実効性を確保する必要がある。判事は、否定論者がもつぱら約定抵当権の場合を論拠とする点を批判する。「抗弁制限」否定論は、視野の狭い見解である。否定論者は、法定抵当権や裁判上の抵当権を無視している。特に後見人の財産に対する未成年者の債権の法定抵当権、妻が夫に対して有する債権の法定抵当権（民法典二二二条、ただし、後者は一九四七年当時の規定）を無視している。実際、先取特権や抵当権の実効性は、社会一般の信用（credit public）〔制度〕にとって必須の条件である。この実効性は、不法行為の損害賠償請求権と比較しても決して劣るものではない。この利害関係は、公序（ordre public）に大きな影響を与える」と、判事は述べている。

判事は、第二の論拠として、保険の社会的有用性や保険企業の社会的機関としての役割を指摘する。すなわち、責任保険における直接請求権の保護もこの理由により正当化することができ、主要な保険会社が国有化された今日においては、保険企業は、従たるものではあるが、公共的機関としての性格をもつことになると述べている。

③ その他の論点　ベッソン教授によると、破毀院判決の法理を承認するとしても、その解釈には一部疑問があるとのことである。すなわち、保険金の担保権者への帰属すなわち担保権者の直接請求権の発生は、上述の帰属の要件を具備したときである。したがって、本件判決が判示するように失権の抗弁制限を承認するとしても、この抗弁制限は、直接請求権の発生時以降に被保険者が行った義務違反行為を理由とする失権に限られるのではないだろうか。そうだとすると、例えば、保険事故発生後に保険者が担保権の存在を知った場合（この時に帰属の要件を具備し、直接請求権が

発生する)には、事故発生後直接請求権が発生するまでの間に被保険者が行った義務違反行為を理由とする失権は、直接請求権を取得した担保権者に対しても主張することができるのではないだろうか。⁽¹⁵⁵⁾

ピカール教授は、本判決の法理が保険の社会的効用や保険企業の公共的機関としての役割によって正当化されるとしても、結局この場合には、物保険に予見不可能でかつ過重な負担を押しつけることになるのではないかと指摘する。

4 失権適用の障害事由

保険者が失権を適用すべき事実を証明したときは、被保険者は、原則として失権の制裁をうけなければならない。しかし、被保険者が一定の抗弁事由を証明したときは、失権の制裁を免れることができる。ピカール・ベッソン教授は、⁽¹⁵⁶⁾

① 保険者による失権の放棄、② 不可抗力および③ 被保険者による訂正を抗弁事由として挙げている。

(1) 保険者による失権の放棄 (a) 一般的事例 被保険者が、例えば事故発生のお知らせを怠った場合には、失権により保険金請求権を喪失する。しかし、この場合でも、保険者が失権の主張を放棄したときは、被保険者は保険金の支払いをうけることができる。保険者による失権の放棄とは、保険者が被保険者の悪意・過失を知った上で失権の主張を放棄することであり、例えば被保険者の悪意による損害額の過大評価を知らないで、保険金を支払ったときは、保険者は非債弁済の返還請求権 (répétition de l'indu) に基づきその返還を請求することができる。⁽¹⁵⁷⁾ 保険者が失権の主張を放棄したことの立証は、被保険者がこれを負担する。この失権の放棄は、必ずしも明示的でなくともよい。ただし、それが曖昧な (equivogue) とときは、⁽¹⁵⁸⁾ この限りでない。例えば、破毀院民事第一部一九九〇年二月二七日判決は、原審判決を破棄し、「原審判決は、Xの請求を棄却するために、Y保険会社が、事故発生のお知らせを受領し質問書を発送したこと、および盗難車両の価額を決定するために鑑定機関に鑑定を依頼したことは、単に被保険者の履行した事故発生のお知らせ

管理する措置であり、これを「失権の」放棄と解することはできないと判示する。しかし、Xの主張するように、Y保険会社が事故発生通知の遅滞を知らながらその通知を受領し、なんら留保条件を付けずに鑑定を依頼したことは、保険者が失権の放棄を疑問の余地なしに (sans équivoque) 意思表示したものであるか否かについて、原審は審理未尽である」と判示した。

失権の放棄の場合として、次のような事例が紹介されている。例えば、被保険者の代理人と保険者の代理店との交渉が長期にわたり、かつその目的が、保険者・被保険者間の保険金支払いに関する紛争を和解によって解決することにある場合、⁽¹⁶⁰⁾責任保険において保険者が被害者に保険金の支払いを申出または現実にそれを支払った場合、および傷害保険において、保険医による被保険者の診断を実施したり、証拠を調査するために保険者の調査員を被保険者方に派遣したり、または保険金の支払いを申出もしくは現実にそれを支払った場合である。⁽¹⁶¹⁾

(b) 責任保険における訴訟指導 (direction du procès) (i) 訴訟指導約款 責任保険の保険者は、被害者が加害者(被保険者)に対して損害賠償を請求する訴訟について利害関係をもつが、訴訟の追行をもっぱら被保険者に委ねた場合には、保険者固有の利益が侵害されるおそれがある。この訴訟の判決は、保険者の保険金支払い債務の成否およびその範囲に影響を及ぼすからである。そこで、保険者は、訴訟方針の決定権を被保険者から取り上げ自己の手中に収めるために、訴訟指導約款(条項)を約定する。⁽¹⁶²⁾

訴訟指導約款には、二つの作用がある。その第一は、消極的作用で、被保険者に対して訴訟の進行・指導への介入を禁止し、これに違反するときは失権の制裁を課することである。保険者は、右の主導権を確保したいので、被保険者から訴訟方針決定権を取り上げ、被害者からの請求を防御するために必要なすべての情報を被保険者に提供させる。したがって、被保険者は、この禁止によって、自ら弁護士を選任し指示することができない。ただし、裁判所が被保険者に

本人出頭を命じたときは、裁判所の命令にしたがうものであるから、被保険者自身が出頭しても右の禁止に反しない。しかし、この場合でも、被保険者は、事前にその旨を保険者に通知しなければならない。というのは、保険者は、この場合に自己の選任した弁護士を陪席させ被保険者を補佐することができるからである。また、この場合、被保険者は、法廷において自己の責任を認めまたは和解を行う権限をもっていない。しかし、被保険者が事故に関する事実を証言するとき、右の禁止に反しない。事実に関する証言は、責任を認めることではないからである。⁽¹⁶³⁾

第二の作用は、積極的作用で、保険者自らが訴訟の進行・指導を行うことである。ただし、もちろん、保険者は訴訟当事者ではなく、この訴訟における被告は被保険者（加害者）である。保険者は、自ら弁護士を選任し、防御手段を講じるに有用な指示を弁護士に与えることができる。また、保険者は、証人尋問、鑑定等すべての訴訟方針、さらに上訴についても自由に決定することができる。保険者が訴訟を指導する場合において、受任者としての義務に違反するとき、委任一般の場合と同様に、被保険者に対して責任を負う。特に、保険者の延引により、判決が命じる損害賠償額が約定保険金額を超えてしまったときは、保険者は、右賠償額を支払わなければならない。保険者が訴訟指導に要した費用は、理論的には被保険者の負担である。しかし、実際には、原則として保険者がこの費用を負担する旨が約款で約定されている。そのような約定のない場合でも、保険者は、慣習としてその費用を被保険者に請求しないことである。⁽¹⁶⁴⁾

(ii) 訴訟指導と失権の放棄 訴訟指導約款に基づいて、保険者自らが訴訟を指導したときは、保険者は、失権の主張を放棄したと解することができるのだろうか。判例は、次第に保険者の訴訟指導と失権の主張とは両立しえないとの原則を認めるようになった。すなわち、判例によると、保険者が被保険者に対して失権等の保険金支払い免脱事由を主張することができることを知りながら、保険金の支払いについて決定を保留する旨を明言せずに訴訟指導を引き受けたときは、保険者はこの主張を黙示的に放棄したものと解される。⁽¹⁶⁵⁾ この判例法理は、一九八九年改正法により、立法的に

も追認された。保険法典L一一三—一七条一項は、「保険者が被保険者に対する訴訟についてその指導を引き受けるときは、それを引き受けた時に保険者が知っていたすべての抗弁事由を放棄したものとみなす (cense)」と規定する。しかし、この規定は、法律上の推定 (présomption légale) と解されているから、例えば、訴訟指導を引き受けた時に抗弁事実 (被保険者の失権) の存在を知らなかった場合、または保険者が保険金の支払いについて決定を保留する旨を明言した場合には、この推定を機械的に適用することはできない。⁽¹⁶⁶⁾

また、同条二項によると、被保険者が訴訟の進行・指導に関与する利益を有するときは、被保険者に失権その他の制裁を課することはできない。被保険者がこれに関与する利益を有するときとは、例えば保険者と被保険者の利害が対立する場合、保険者が訴訟指導を懈怠しまたはその指導に過誤がある場合である。⁽¹⁶⁷⁾

(2) 不可抗力 保険法典L一一三—二条四項は、事故発生および危険増加の通知が不可抗力によって遅滞した場合には、失権を適用することができない旨を規定する。もちろん、不可抗力については、被保険者がこれを証明しなければならぬ。⁽¹⁶⁸⁾

不可抗力が争点となる第一の場合は、傷害保険において、被保険者が重大な傷害を被り、そのために事故発生の通知を遅滞した場合である。かつて、多くの判例は、被保険者は、事故の結果身体的苦痛をうけかつ精神的虚脱状態となりまたは記憶を喪失し、そのために所定期間内に事故の通知をすることができなかつたのだから、被保険者に失権を適用すべきではないとした。しかし、今日、判例は、不可抗力の適用について慎重である。すなわち、判例によると、被保険者が負傷等により事故の発生を通知することができないときは、可能な限り第三者にその通知を依頼しなければならぬ。また、不可抗力は、通知の免除事由ではなく、単に通知期間の中断事由でしかない。⁽¹⁶⁹⁾ 例えば、破毀院民事第一部一九六九年一二月一日判決は、次のように判示する。⁽¹⁷⁰⁾

事実関係——Xは、Y保険会社と傷害保険契約を締結していたが、一九六五年六月二〇日に目を負傷し、それを保険会社に通知した日は、一九六五年一〇月一日である。原審判決は、Xが通知を遅滞した理由は、不可抗力と同一視することのできる状況のためであるとして、Y保険会社の主張する失権の適用を斥けた。

判決——破棄。「不可抗力の存在を証明するために、控訴院は、診断書に『Xは、事故の結果、重大な外傷性神経症 (traumatisme psychique) を患い、そのため、事故の法医学的結果をただちに認識することができなかった』と記載されている点を考慮し、『これらのことは、すべてXが直ちに保険会社に通知することができなかった理由を説明する』と判断した。また、控訴院は、Xが一九六五年七月から短時間だけ職場に復帰しているが、Xの精神状態は、個人的な用件を処理することができるとような状態ではなかったことを明らかにしている。さらに、控訴院は、『Xは、本件保険約款が保険代理店から送られてきたか否かを容易に思い出すことができなかった』と指摘する。しかし、控訴院は、不可抗力の構成要素である行動の絶対的不可能性 (impossibilité absolue d'agir) が保険事故の時から〔Xが〕保険会社に通知した時まで及んでいたか否かについては、審理未了であるから、原判決には法的根拠が示されていない。」

第二に問題となるのは、他人の為にする傷害保険契約の被保険者が死亡した場合において、保険金受取人が保険契約の存在を知らなかったために事故発生時の通知が遅滞したときである。すなわち、この場合、保険契約の不知は不可抗力といえるかという問題である。この場合においては、その契約を知らなかったことについて被保険者に帰責事由がある場合を除き不可抗力が認められる。⁽¹¹⁾

第三に、被保険者が事故の発生を知らなかった場合は、不可抗力となるか。保険事故発生時に被保険者が住所にいなかった場合において、不在中の代理人を選任していたときまたは代理人を選任すべきであったときは、被保険者の事故の不知は不可抗力を構成しない。他方、被保険者がヴァカンスで留守にしている、または別荘に出かけている場合のよ

うに、代理人を選任する必要の認められないときは、被保険者の不知は不可抗力となる。なお、事故に関する証人を欠く場合および保険会社の所在地・商号について被保険者が記憶違いをしていた場合は、不可抗力とはならない。⁽¹⁷²⁾

(3) 被保険者による訂正 被保険者は保険者が失権を主張する以前に自己の義務違反を訂正し、失権の制裁を免れることができるであろうか。所定の期間内に履行すべき義務を期間内に履行しなかった場合には（例えば、事故発生のお知らせ義務）、すでに期間が経過している以上、これを訂正し失権を免れることはできない。しかし、例えば、被保険者が悪意で損害額を過大評価したときは、保険者が失権を主張する前に被保険者がこの評価を訂正することが考えられる。この場合、被保険者は失権を免れることができるであろうか。

この問題について、ピカール⁽¹⁷³⁾ベッソン教授は、大略次のように述べる。犯人が悔悛の情を示した場合でも、犯罪は消滅せず刑罰が科せられる刑法の場合と異なり、民事罰である失権については、相続財産隠匿の場合と同様に、被保険者が違反を訂正したときは、失権の適用免除を認めることができるだろう。ただし、そのためには、被保険者による訂正がまったく自発的で、かつ保険者が失権を主張する以前になされ、しかもそれが被保険者の義務違反を治癒し、爾後遅ればせながらも誠実に義務を履行する意思を表明するものでなければならぬ。

四 むすび

(1) ベッソン論文の評価 第二節において考察したベッソン教授の論文の意義は、第一に被保険者の失権を初めて体系的に考察したことであり、第二には失権概念を整理したことである。第二の点について言うと、ベッソン教授が右論文を執筆した当時、被保険者の失権概念は混乱していたようである。例えば、右論文が発表される八年前に公刊されたデュピュイシュ (Dupuich) 著『生命保険』は、今日でも権威ある体系書の一つであるが、同書は被保険者の自殺

を危険増加行為すなわち被保険者の義務違反行為の一類型と捉え、被保険者自殺の場合に保険金を支払わない根拠を失権に求めている。⁽¹⁷⁴⁾したがって、混乱していた被保険者の失権概念を整理したベッソン教授の功績は、高く評価すべきである。ただし、勇み足な点もある。ベッソン教授は、保険契約に法定の失権が存在することを主張し、その具体例として、悪意の告知義務違反の場合および悪意で危険増加の通知を履行しなかった場合を指摘するが、この説は受け入れられず、教授自身も後には改説した。

失権の解釈に関する具体的な貢献は、次の点にある。第一に、危険の除外との相違を詳細に検討し、両者の効果の差異を明らかにし、当時の約款の規定について危険の除外と解するべき場合を提示した(第二節3(1))。第二に、失権の適用を被保険者が悪意の場合、少なくとも悪意が推定される場合に限るべきことを主張した(第二節2(2))。教授は、失権を民事罰の一種であると解するのだから、その適用を被保険者の悪意の場合に限定することは当然の帰結であるという評価もできよう。しかし、失権が濫用的に適用されていた当時の状況を考えると、この主張の意義を軽視すべきではない。ただし、ベッソン教授の主張にも支持できない点がある。すなわち、①失権の予防的機能を重視するあまり、実際には被保険者が善意の場合にもその適用を認めていることおよび②被保険者は自己の義務に注意を向けるのが常であるから、義務を履行しなかった場合には、悪意が推定されると解することである。②については、今日の判例法理(被保険者の悪意とは保険者を欺罔する意思と解する)に照らしたときは、これに賛成することはできない。第三に、保険法典1124—1125条を失権を間接的に禁止する規定と解した(第三節1(1))。すなわち、責任保険において保険者が関与しないで被保険者が賠償責任を承諾しまたは和解を行った場合に、これに失権を課することはできないと解する。この説は教授の創見であるが、今日通説となり判例もこれを採用する。第四に、被保険者が悪意で失権に該当する行為を行った場合に、いわゆる特別解約権を認めていることである。⁽¹⁷⁵⁾前記論文では、特別解約権の根拠を示していないが、

後にテキストではこれを法の一般原理に求めている。なお、リオン大審裁判所一九八四年五月一日判決は、この場合、民法典一一三四条三項を根拠として特別解約権を認めている（注（132）参照）。

(2) 約款規制 (a) 立法的規制 約款に対する国家規制の態様には、大別して、立法、行政および司法による規制がある。これら三つの側面から失権条項に対する規制をまとめてみよう。フランスにおける失権条項に対する立法的規制として、保険法典の諸規定を指摘することができる。すなわち、第一に、失権条項の内容に関する保険法典L一一三—一一一条である。同条は、①被保険者の法令違反、②官庁に対する事故通知の遅滞および③書類の提出の遅滞を理由として被保険者に失権を課する条項を無効と規定する。また、保険法典L一二四—一二一条は、責任保険において被保険者が関与しないで被保険者が責任を承諾しまたは和解を行った場合に、失権を課する条項を間接的に禁止している。第二に、失権条項の形式を規制する規定には、保険法典L一一二—一四二条二項がある。同条は、失権条項を特に明瞭な文字で約款に規定すべきことを求めている。

第三に、失権の適用を規制する保険法典L一一三—一二条四項およびL一一三—一七条二項である。前者は、危険増加および保険事故発生の通知義務違反を理由として失権を適用する場合には、通知義務違反によって被保険者が損害を被ったことを証明しなければならぬ旨を定める。後者によると、責任保険において訴訟指導約款が定められている場合には、被保険者が訴訟の進行指導に関与したときは、失権の制裁をうけるが、被保険者がそれに利害関係を有するときは、被保険者がこれに関与しても失権の制裁を課することはできない。なお、両者とも一九八九年改正法により新設された規定である。第四に、約款の事前開示義務に関する保険法典L一一二—一二条一項ないし三項である。本条は、一九八九年改正法によって新設された規定である。本条によると、被保険者は、契約締結前に保険料および担保内容に関する情報開示票を提供しなければならない。また、被保険者は、契約締結前に保険契約草案または担保内容および危険の除外なら

びに被保険者の義務を明確に記載する情報開示書を契約申込人に交付しなければならない。

約款の事前開示義務に関する右の規定は、一九八〇年代フランスの消費者保護思想の立法的結実である（第三節1(3)）。すなわち、一九七八年に制定されたスクリヴネル法律施行令第一条は、約款の事前開示を要求し従来の保険実務に改善を求めるものであった。当然のように、保険会社はこれに反発し、上記規定の無効をコンセイユ・デタに申し立てた。一九八〇年、コンセイユ・デタは右施行令第一条を無効と判示し、これにより約款の事前開示を求める気運は一時退潮した。しかし、破毀院は、保険者が事故発生のお知らせ義務を定める条項を通知すべき時期までに被保険者に開示しなかった事案について、保険者は失権を主張することができない旨を判示した。さらに、一九八六年、濫用条項委員会が約款の事前開示に関する勧告を行い、このような背景のもとに、保険法典L112—12条一項ないし三項が新設された。このような経過は、フランスの消費者保護思想の根強さと粘り強さを示すものである。

(b) 行政的規制 失権条項に対する行政的規制として、第一に、保険法典L131—1条以下に規定する保険企業に対する国の監督に関する規定を指摘することができる。同条一項は、「国の監督権は、保険契約およびカピタリザンオン契約の被保険者、保険契約者および受益者のために、これを行使する」と規定する。具体的には、保険法典L131—1〇—18条に基づく経済財政大臣の契約書類に対する監督を挙げることができる（一九八九年改正法三〇条により改正）。同条によると、経済財政大臣は、保険会社が保険契約またはカピタリザンオン契約に関する契約書類または広告書類を公衆に配付する場合には、事前にその書類を提出するよう命じることができる。経済財政大臣は、提出をうけた時から一カ月以内に、書類の修正を命じることができる。保険会社は、書類を提出した時から一カ月以内に修正命令をうけなかったときは、その書類を公衆に配付することができる。また、すでに公衆に配付されている書類についても、法令に違反すると思われるときは、全国保険審議会（Conseil national des assurances）に設置されている保険諮問委員会

(commission consultative de l'assurance) の意見を聴取した後に、経済財政大臣は、その書類の回収または改訂を命じることができる。行政的規制の第二として、濫用条項委員会の勧告を指摘することができる(第三節1(3)(d))。濫用条項委員会は、保険契約自体に関しすでに四件の勧告を行っているとのことである。¹⁷⁶この勧告には強制力はないが、上述の約款の事前開示義務のように勧告が実行される場合もあるから、今後、濫用条項委員会の勧告は、約款を規制する重要な手法になると思われる。

(c) 司法的規制 失権条項に対する司法的規制には、顕著な特徴がある。すなわち、失権条項の形式に関する規制の厳格さと、その内容に関する規制の寛容さである。前者の典型的事例として、破毀院民事第一部一九九一年三月二五日判決を挙げることができる(第三節1(2)(a))。この事例では、危険の除外条項を記載する文字が特に明瞭であるか(保険法典L11214条二項) 否かが争点であった。危険の除外に該当する場合を列挙する文言は、太字体の活字で印刷されていたが、これを除外するという文言は、普通の活字で印刷されていた。判決は、保険法典L11214条二項の要件を具備していないから、本規定は無効であると判示した。他方、内容に関する規制の寛容さについては、破毀院民事第一部一九九一年一月二三日判決を指摘することができる(第三節3(1))。これは、盗難保険の被保険者がカー・ラジオの価額を過大に評価した事例である。本件では、自動車およびカー・ラジオが盗難にあったことは証明されており、自動車の価額の評価・申告は問題となっていない。問題となっているのは、カー・ラジオの価額の不正申告である。この不正は、自動車本体の価額と比較した場合軽微であるにもかかわらず、判決は、民法典一一三四条を論拠とし、すなわち当事者の意思自律の原理に基づき、約款の規定(失権の一体的適用)の拘束力を認め、自動車の保険金請求権についても失権を適用した。

(3) 失権の効果に対する規制

① 過怠約款化…一九八九年改正法は、保険事故発生のお知らせ義務違反および危険増加

の通知義務違反を理由として、被保険者に失権を課す場合には、保険者は、被保険者の義務違反によって損害を被ったことを証明しなければならない旨の規定（保険法典L一一三―二条四項）を新設し、失権の適用に規制を加えた。失権を民事罰の一種と解する場合には、失権の適用を被保険者が悪意の場合に限定する方が論理的に整合している。しかし、今回の改正は、保険者の被害を基準として約款の適用を規制する手法を採用したのだから、これは失権の過怠約款化と解するべきである。なお、このように解した場合には、民法典一一五二条二項に基づく過怠約款規制の法理の適用をうけることができる（第二節5(3)(c)）。②抗弁制限・責任保険において、保険事故発生後に被保険者が義務違反を行いこれを理由として保険者が被保険者に失権を課したときは、保険者は、直接請求権を行使する被害者に対して失権の抗弁を主張することができない。現在では、保険法典においてこの法理を定めている（保険法典R一二四―一条一項）。さらに、判例は、この法理を先取特権者または抵当権者が火災保険の保険金について直接請求権を行使する場合にまで拡張した（第三節3(2)(ii)）。③責任保険の訴訟指導約款・訴訟指導約款に基づき保険者が損害賠償訴訟の進行指導を引き受けたときは、それを引き受けた時に保険者が知っていたすべての抗弁（失権）を放棄したものと推定される。また、訴訟指導約款は、被保険者が訴訟指導に関与したときは失権を適用するが、訴訟の進行に被保険者が利害関係を有するときは、これに関与しても失権を課することはできない（保険法典L一一三―一七条）。本規定は、一九八九年改正法によって新設された。

(4) 日本法への示唆 最後に、フランスにおける議論が日本法に示唆する点を考察する。①いわゆる免責事由を失権、危険の除外（担保範囲の画定）などの概念をもって小分類すべきであるが、その際に、それらにいかなる効果を付与するかを検討する必要がある。例えば、責任保険において被害者の直接請求権一般に失権の抗弁制限を認めるか否かは、直接請求権の性質をどのように解釈するかという問題とも関連し重要な検討課題である。②保険事故通知義務違反

の効果を失権と捉え、その性質を民事罰と解するべきである。周知のように、最高裁昭和六二年二月二〇日判決（民集四一卷一号一五九頁）は、自動車保険約款における事故通知義務懈怠の効果についてこれを制限的に解釈し、被保険者等が保険金を詐取するなどの目的で通知をしなかった場合にのみ保険者は保険金支払い債務を免れると判示するが、その根拠については保険契約における信義誠実の原則を指摘する。しかし、事故通知義務違反の制裁を失権と解し、これは民事罰であるから、被保険者等が悪意の場合（保険者を欺罔する意思のある場合）にのみ適用すると解釈する方が整合的である。③約款の形式的規制に関しても参考となる点がある。フランス法は、保険約款のすべての条項について明瞭な文字をもって記載すべきことを要求し、その上無効、失権および危険の除外（担保範囲の画定）に関する規定については、特に明瞭な文字をもって記載しなければ無効となる旨が法定されている（第三節1(2)(a)）。わが国の保険実務においては、近年約款の規定の表現など改善の努力がなされていることであるが、法律レベルにおいて、約款の明瞭性（少なくとも形式に関する）を規制すべき時期ではないだろうか。

約款の具体的規定に関しては、④保険事故発生のお知らせの時期を「損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく」と規定しているが、これを改正し適切な期間をもって規定すべきである。¹⁷⁸ 期間を規定した場合には弾力的な運用ができなくなるという批判があるが、弾力的運用は恣意な運用に通じるおそれがある。⑤住宅火災保険普通保険約款二条一項一号および二号は、被保険者・保険契約者の法令違反に起因する損害については、保険金を支払わない旨を規定するが、これは法令違反一般を適用対象とする規定であるから、フランス保険法典L一一三一一一条が規定する無効な失権条項に該当する（第三節1(1)(a)）。しかも、約款二条および三条は、ともに担保範囲を画定する趣旨の規定なのだろうが、両者を比較した場合、それらは対照的である。すなわち、保険者の保険金支払い免脱事由を定める約款二条には、一般のかつ無限定的規定が挿入されており、他方、保険金支払い事由を定める約款三条一項柱書は「保険証券に明記されて

いないときは、保険の目的物に含まれません」と限定かつ明確に規定しているからである。⑥生命保険契約の障害特約は、保険事故である「不慮の事故」について次のように規定する。すなわち「不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（かつこ内省略）で、かつ、昭和五三年二月一日行政管理庁告示第七三号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、『厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和五四年版』によるものとします」と規定する。保険契約の核心である担保範囲について、その具体的内容を開示せずに、準拠条項的に規定するこの条項は、当事者の合意を得ていると解するのは困難ではないだろうか。その他、わが国の保険約款には改善すべき点があるが、その検討は別の機会に行いたい。

- (1) 鈴木辰紀「損害保険契約における『失権』について」『損害保険研究』（成文堂、一九七七年）二二三頁以下。
- (2) 鈴木・前掲注（1）二二九頁。
- (3) Besson (A.), *La notion de déchéance en matière d'assurance*, *Rev. gén. assur. terr.*, 1930, p. 225; 473.
- (4) *Ibid.*, n° 1, p. 228.
- (5) Association Henri Capitant, *Déchéance*, dans G. Cornu (sous la direction de), *Vocabulaire juridique*, 1987, p. 232. 〕
その他、この辞典には、次の二種類の失権が紹介されている。①新たな故障（opposition）申立権の喪失：二度欠席判決により判決をうけた者は、新たな故障申立を提起することはできない（新民訴訟法典五七八条）。②公法上の債権の四年の失効（déchéance quadriennale）：これは、国、地方公共団体等の債権に関する特別時効である。
また、失権の事例は、これ以外にも指摘されている。例えば、①特許権の失効：一八四四年七月六日の法律三二条二号は、特許権者が、正当な理由がないにもかかわらず、特許証の署名がなされてから二年以内にフランスにおいてその発明を実施しなかったときは、特許権は失効する旨を規定するが、この規定を失権と解する説がある（Salié de la Marnière (M.), *La déchéance comme mode d'extinction d'un droit*, *Rev. trim. dr. civ.*, 1933, n° 6, p. 1046.）②離婚にこつて有責な配偶者の婚姻利益の喪失（民法典二九九条（一九七五年七月一日の法律第七五—一六七号による改正前の規定））：この規定を失権として紹介する説がある（Roujou de Boubéé (G.), *Déchéance*, dans P. Raynaud (sous la direction

- de), *Répertoire de droit civil*, 2^e éd., t. 1, 1991, n° 3.)°
- (6) 山口俊夫『概説フランス法上』(東大出版会、一九七八年)三八八頁。
 - (7) 法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典物権・債権関係』(法曹会、一九八二年)八〇頁。
 - (8) 民事罰は、必ずしも失権の要素ではないとする説がある (Sallé de la Marnierre, *op. cit.*, n° 7, p. 1047, Roujou de Boubée, *op. cit.*, n° 7.)°
 - (9) Capitant(H.), *La loi du 13 juillet 1930 relative au contrat, extrait de la revue générale des assurances terrestres n° juillet-octobre 1930*, n° 33 quater, p. 30.
 - (10) Besson, *op. cit.*, n° 3, p. 231.
 - (11) *Ibid.*, n° 4, pp. 232 et s. 鈴木・前掲注(1)二二八頁。
 - (12) Besson, *op. cit.*, n° 4, p. 234.
 - (13) Planiol(M.), note sous Bordeaux 9 juin 1893, *D. P.* 1894. 2. 161.
 - (14) Besson, *op. cit.*, n° 5, pp. 236 et s.
 - (15) *Ibid.*, n° 5, p. 237.
 - (16) アストラントとは、一八二〇年代に判例によって創出された債務の履行を間接的に強制する制度である。一九七二年七月五日の法律第六二六号によって民事の一般的制度として確立した。この制度の本質については、損害賠償理論の枠組みで説明する学説とこれを民事罰と解する説とがある (山口俊夫『フランス債権法』(東大出版会、一九八六年)二二二頁以下)°。
 - (17) Besson, *op. cit.*, n° 5, p. 238. 鈴木・前掲注(1)二二八頁。
 - (18) Nabet(P.), *La peine privée en droit des assurances*, 1986, n° 87, p. 76.
 - (19) Besson, *op. cit.*, n° 6, p. 239.
 - (20) *Ibid.*, n° 20, p. 276.
 - (21) *Ibid.*, n° 6, p. 240. 鈴木・前掲注(1)二二九頁。
 - (22) Besson, *op. cit.*, n° 6, p. 240. 鈴木・前掲注(1)二二九頁。
 - (23) Besson, *op. cit.*, n° 7, pp. 242 et s.
 - (24) *Ibid.*, n° 11, pp. 250 et s. 鈴木・前掲注(1)二二二頁、危険の除外については、大塚英明「保険契約における危険状態の免責と危険の増加」中村・金澤教授還暦記念『現代保険法海商法の諸相』(成文堂、一九九〇年)四八三頁以下参照。

- (25) Besson, *op. cit.*, n° 10, pp. 247 et s.
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.*, n° 12, pp. 252 et s. ヲロ (Perrot) 教授は、この問題に関する判例一覽を作成している (Perrot(R.), *La charge de la preuve en matière d'assurance*, *Rev. gén. assur. terr.*, 1961, pp. 19 et s.)。加瀬「フランス法における保険金支払い免脱事由の立証責任」判例タイムズ五〇七号(一九八三年)一一二頁。
- (28) 契約の無効には、絶対無効と相対無効とがある。両者は、無効原因および主張の条件において異なるが、「合意形成の障害となる錯誤」および強迫は前者に、「合意の瑕疵となる錯誤」および詐欺は後者に含まれる(山口・前掲注(16)二七頁以下)。
- (29) Besson, *op. cit.*, n° 8, p. 243 et s. 鈴木・前掲注(1)一一二〇頁。
- (30) Besson, *op. cit.*, n° 9, pp. 246 et s.
- (31) この他の担保の休止には、被保険自動車を譲渡した場合がある。すなわち、保険法典L一一一一―一条一項は、自動車等を譲渡した場合には、譲渡自動車を付保する保険契約は、譲渡翌日の〇時から法律上当然に休止する(*suspendre*) 旨を規定する。
- (32) Besson, *op. cit.*, n°13, p. 256.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, n° 13, pp. 257 et s.
- (35) 大森忠夫「保険契約法」現代外国法典叢書『佛蘭西商法I』(有斐閣、一九四〇年)六七頁。ただし、カタカナ表記をひらがな表記に改めた。
- (36) Besson, *op. cit.*, n° 15, pp. 261 et s.
- (37) *Ibid.* なお、山口・前掲注(16)三四頁以下参照。
- (38) Besson, *op. cit.*, n° 15, pp. 261 et s.
- (39) 山口・前掲注(16)二八頁以下。
- (40) Besson, *op. cit.*, n° 15, p. 261.
- (41) *Ibid.* n° 15, p. 264, *Civ.* 22 nov. 1921, *S.* 1923, I, 81.
- (42) Besson, *op. cit.*, n° 15, p. 265.
- (43) *Ibid.*, n° 16, p. 266.

- (44) *Ibid.*, n° 17, pp. 266 et s.
- (45) *Ibid.*, n° 19, pp. 272 et s. なお、シムソン教授は、この他に損害額の過大評価の場合も法定の失権と解しているが、損害額の評価に関する義務は法定されていないから、本稿では省略する。
- (46) Picard (M.) et Besson (A.), *Traité général des assurances terrestres*, t. 1, 1938, n° 173, p. 350. 悪意の危険増加の通知義務違反の場合には、二二条を適用すべきことを主張するが (*Ibid.*, n° 170, p. 341)、『その法的効果については、特に言及していない』。
- (47) *Ibid.*, n° 173, p. 350 ; n° 241 pp. 481 et s.
- (48) Chaptuisat (F.), *La méfiance de la jurisprudence et du législateur à l'égard des exclusions de garantie*, *Rev. gén. assur. terr.*, 1983, pp. 5 et s.
- (49) Loi n° 81-5 du 7 janvier 1981 relative au contrat d'assurance et aux opérations de capitalisation.
- (50) Civ. 1^{re}, 15 oct. 1980, *Rev. gén. assur. terr.*, 1981, p. 51, Civ. 1^{re}, 22 oct. 1980, *Rev. gén. assur. terr.*, 1981, p. 52. 加瀬・前掲注 (27) 一〇八頁。ランズールフェウル教授のテキスト第七版 (一九九〇年発行) は、「消費者運動と保険消費者の保護」と題する一章を新設したが、その中の「消費者保護における判例の役割」という項目において、教授は本判決を消費者保護の観点から積極的に評価する (Lambert-Faivre (Y.), *Droit des assurances* 7^e éd., 1990, n° 125, p. 90.)。
- (51) Civ. 1^{re}, 24 mars 1971, *Gaz. Pal.* 1971-2-688.
- (52) Loi n° 89-1014 du 31 décembre 1989 portant adaptation du code des assurances à l'ouverture du marché européen.
- (53) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 502, p. 281.
- (54) ビゴ教授は、濫用条項委員会の勧告 (注 (57) 参照) について、勧告のような規定に改正したときは、失権が過剰約款化を旨と示唆する (Bigot (J.), *La recommandation de la commission des clauses abusives et l'assurance multirisques habitation des particuliers*, *Rev. gén. assur. terr.*, 1986, p. 27)。
- (55) 野村豊弘「フランスにおける最近の民法典改正」日仏法学一〇号 (一九七九年) 八八頁以下、野村豊弘「過剰約款と裁判官による賠償額の改訂」判例タイムズ三八三三号 (一九七九年) 三二頁、能見善久「違約金・損害賠償額の予定とその規制 (四)」法学協会雑誌一〇二巻一〇号 (一九八五年) 七六頁以下。
- (56) Proposition de directive du conseil visant à la coordination des dispositions législatives, réglementaires et administratives régissant le contrat d'assurance, *Rev. gén. assur. terr.*, 1979, p. 563. 安田総合研究所編『E.C.保険市場統合』

(安田総合研究所、一九九一年)一九四頁。本指令案は、公表後一〇年以上経過しているが、理事会での審議が未了であり、現在ECは約款・料率等の自由化を進めているから、近い将来これが採択される可能性は低いとのことである(同書一九〇頁)。

- (57) Recommandation n° 85-04/C. C. A. concernant les contrats d'assurance destinés à couvrir divers risques de la vie privée(notamment le vol, l'incendie, les dégâts des eaux et la responsabilité civile) et couramment dénommés «multirisques habitation», *Rev. gén. assur. terr.*, 1986, p. 163.
- (58) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 488, pp. 273 et s.
- (59) Picard(M.) et Besson(A.), *Les assurances terrestres en droit français*, t. 1, 5^e éd., 1982, n° 126, pp. 212 et s., Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 495, p. 276, Jacob(N.), *Les assurances*, 2^e éd., 1979, n° 147, p. 138.
- (60) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 126, p. 213, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 495, p. 276, Jacob, *op. cit.*, n° 147, p. 138.
- (61) Capitant, *op. cit.*, n° 33, p. 29.
- (62) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 125, p. 213, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 495, p. 276, Jacob, *op. cit.*, n° 147, p. 138.
- (63) 証券取引所に関する一九八八年一月二二日の法律第八八―七〇号二五条Iにより、公認仲買人は会員証券会社と読み替える。本法律については、荒木正孝「フランス証券取引関係法」駒沢大学政治学論集三五号(一九九二年)九五頁以下参照。
- (64) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 127, p. 214.
- (65) *Ibid.*, n° 127, p. 214.
- (66) Paris, 7 nov. 1934, *Rev. gén. assur. terr.*, 1935, p. 568.
- (67) Paris, 18 sept. 1980, *Rev. gén. assur. terr.*, 1981, p. 402.
- (68) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 128, pp. 214 et s., Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 495, p. 276, Jacob, *op. cit.*, n° 147, p. 138.
- (69) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 366, p. 543.
- (70) *Ibid.*, n° 368, p. 545.
- (71) *Ibid.*, n° 368, p. 546.
- (72) *Ibid.*, n° 368, p. 546, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 495, p. 276, Jacob, *op. cit.*, n° 147, p. 139.
- (73) Civ. 1^{re}, 9 mai 1956, *Rev. gén. assur. terr.*, 1956, p. 147.
- (74) Civ. 14 mai 1946, *D.* 1946. 281, *Rev. gén. assur. terr.*, 1946, p. 282.
- (75) Civ. 6 janv. 1948, *D.* 1948. 153, *J. C. P.* 1948. II. 4225. 当時の実務は約款に失権条項を印刷する場合、他の条項と同じ大

きさの活字を使用しインクの色だけを変える方法を採用していたので、この判決は、これに配慮し失権条項の有効性を維持するためこのように判断したと解されている。ベッソン教授は、「特に明瞭」の要件を具備していないと批判する (Besson (A.), note Civ. 6 janv. 1948, *J. C. P.* 1948. II. 4225.)。

(76) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 131, p. 217, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 497, p. 277, Jacob, *op. cit.*, n° 146, p. 137.

(77) Civ. 1^{re}, 16 avr. 1956, *Rev. gén. assur. terr.*, 1956, p. 145.

(78) Civ. 1^{re}, 11 déc. 1990, *Rev. gén. assur. terr.*, 1991, p. 327. なお、破毀院民事第一部一九八八年六月二二日判決は、失権条項の文字がその前後に記載されている他の条項の文字と類似する事例について、これを有効と判断した原審判決を支持した (Civ. 1^{re}, 22 juin 1988, *Rev. gén. assur. terr.*, 1988, p. 769.)。

(79) Civ. 1^{re}, 11 déc. 1990, *Rev. gén. assur. terr.*, 1991, p. 38.

(80) Civ. 1^{re}, 25 mars 1991, *Rev. gén. assur. terr.*, 1991, p. 559.

(81) Maurice (R.) note sous Civ. 1^{re}, 25 mars 1991, *Ibid.*, p. 561.

(82) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 130, p. 216, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 497, p. 277, Jacob, *op. cit.*, n° 146, p. 137.

(83) Req. 18 mars 1929, *Rev. gén. assur. terr.*, 1930, p. 124.

(84) Civ. 1^{re}, 30 oct. 1967, *Rev. gén. assur. terr.*, 1968, p. 43, *J. C. P.* 1968. II. 15590.

(85) Bigot (J.), note sous Civ. 1^{re}, 30 oct. 1967, *Ibid.*

(86) 保険契約における消費者保護の問題については Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 106, pp. 82 et s. を参照。

(87) Loi n° 78-22 du 10 janvier 1978 relative à l'information et à la protection des consommateurs dans le domaine de certaines opérations de crédit.

(88) Loi n° 78-23 du 10 janvier 1978 sur la protection et l'information des consommateurs de produits et services.

両法律を紹介する論文として、奥島孝康「フランス消費者保護立法の新展開」国際商事法務六卷（一九七八年）一九九頁、二四六頁以下、島田和夫「消費者信用分野における消費者保護立法——一九七八年一月一〇日の、一定の信用供与取引分野における消費者の情報および保護に関する法律第二三三号——」富大経済論集二五卷二号（一九七九年）三七五頁以下。

また、フランスにおける約款規制に関する文献として、北村一郎「諸外国における消費者（保護）法(4)フランス」加藤一郎・竹内昭夫編『消費者法講座第一巻総論』（日本評論社、一九八四年）二〇五頁以下、野村豊弘他「フランスにおける消費者約款規制」経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『消費者取引と約款』（大蔵省印刷局、一九八四年）三二

- 八頁以下（本論文は、ヨーロッパにおける消費者約款規制の現状の調査報告書である。フランスを担当されたのは、野村教授の他、池田真朗教授、島田和夫教授である）、広瀬久和「附合契約と普通契約約款——ヨーロッパ諸国に於ける規制立法の動向」芦部信喜他編『基本法学4 契約』（岩波書店、一九八三年）三二八頁以下。
- (89) 北村・前掲注(88)二四一頁、および野村他「商品および役務についての消費者保護および消費者情報に関する一九七八年一月一〇日の法律第二三三号」前掲注(88)所収四九三頁を参照した。
- (90) Décret n° 78-464 du 24 mars 1978 portant application du chapitre IV de loi n° 78-23 du 10 janvier 1978 sur la protection et l'information des consommateurs de produits et services.
- (91) 野村他「商品および役務についての消費者保護および消費者情報に関する一九七八年一月一〇日の法律第二三三号の第四章の適用を定める一九七八年三月二四日のデクレ」前掲注(88)所収四九五頁。
- (92) Kullmann(J.), note sous Civ. 1^{re}, 21 juin 1989, *Rev. gén. assur. terr.*, 1989, p. 531.
- (93) リヴェロ（兼子／磯部／小早川編訳）『フランス行政法』（東大出版会、一九八二年）二〇八頁。
- (94) C. E. 3 déc. 1980, *D.* 1981. 228, *J. C. P.*, 1981. II. 19502, concl. Hagelsteen.
- (95) *Ibid.*
- (96) Kullmann, *op. cit.*, p. 533.
- (97) Civ. 1^{re}, 26 fév. 1980, *Rev. gén. assur. terr.*, 1980, p. 502.
- なお、破毀院民事第一一九六五年一月一八日判決は、失権条項が挟み込みページ（feuille intercalaire）に記載されていた事例である（Civ. 1^{re}, 18 janv. 1965, *J. C. P.* 1965. II. 14114）。ただし、本件では、挟み込みページに被保険者の署名、日付の記載がないなど、保険者が偽造工作を行った可能性が指摘されている。
- (98) Civ. 1^{re}, 21 juin 1989, *Rev. gén. assur. terr.*, 1989, p. 529.
- なお、一九八〇年代前半に、担保範囲に関する下級審判例が公表されている（*Rev. gén. assur. terr.*, 1986, pp. 342 et s.）。判例の態度は、区々である。
- ①パリ控訴院一九八〇年六月三〇日判決の争点は、ガスこんろの爆発による火災が担保範囲か否かである。保険事故の「定義」は約款の四頁目に記載されており、これによるとガスこんろの爆発による火災は保険事故に含まれない。ただし、保険者および被保険者の署名、署名地ならびに日付は約款の三百目の下部に記載されている。判決は、例えば約款三頁に「定義については、次の四頁に記載されている」旨が表示されていれば別であるが、本件にはそのような表示がない、「定義」を記載する四頁目は、契約の外部（extérieur）でかつ署名の後（postérieur）にあるから、被保険者に対抗するこ

とはできない、と判示した。

②アミアン控訴院一九八五年六月三日判決の事実関係は次の通りである。本件住宅総合保険は、被保険者が住宅を購入した際に譲渡人が付けていた契約を引き継いだものである。保険契約の移転にあたっては、被保険者は特約条項証明書(avenant)に署名しただけであった。被保険者は、担保範囲を限定する条項は上記証明書とは別の仮綴のパンフレット(brochure)に記載されており、かつこのパンフレットには被保険者は署名していないから、この条項は被保険者に対して対抗することができないと主張する。保険者は、被保険者が署名した上記証明書には、一般条項に準拠する旨が記載されていると反論する。判決は、「本件特約条項証明書には『本件契約には、参照番号***の一般条項を適用する。保険申込人は、右一般条項の謄本一通を受領したことを認める』との文言がタイプライターで記載されているのであるから、一般条項は保険契約の要素」とであると判示した。

③パリ控訴院一九八四年二月二一日判決の事案においても、被保険者は、前記アミアン控訴院判決の被保険者と同趣旨の主張をする。しかし、判決は、第一に、被保険者が署名した頁に「書式番号***の一般条項および特別条項を参照せよ」と記載されている事実、第二に、「保険契約申込人は、書式番号***の一般条項の謄本一通を受領したことを認める。保険会社は、右の一般条項および特別条項に基づき危険を引き受ける」旨が、契約当事者の署名した書面の裏面に記載されている事実を指摘する。そして、判決は、この裏面には当事者の署名はないが、しかし、「一般条項および特別条項に準拠する旨の条項が、契約当事者の署名の後に記載されていると主張するためには、例えば、右準拠条項が特別条項の第二頁目より後に記載され、かつ契約当事者の署名が同第一頁目になされていなければならない。しかし、本件においては、準拠条項は、契約当事者の署名した書面の裏面に記載されており、かつこの用紙の表裏には頁が付いていないから、当事者の署名が準拠条項の記載の前になされているとは言えない」と判示した。

(99) 濫用条項委員会は、一五名の委員で構成される。次の五つの分野から三名ずつ選ばれる(一九七八年一月一〇日の法律第一三三号三六条二項)。
①司法裁判所、行政裁判所の判検事およびコンセイユ・データのメンバー(司法裁判所の判検事から選任された者が委員長となる)、
②権限によって選ばれた行政庁の代表、
③契約に関する法または技術に関して資格を有する法律家、
④消費者団体の代表および
⑤事業者の代表。委員会の活動状況については、野村他・前掲注(87)三四七頁以下参照。

(100) Recommandation n° 86-01/C. C. A. concernant les contrats de location avec option d'achat ou contrats de location avec promesse de vente de biens de consommation, *Rev. gén. assur. terr.*, 1986, p. 312.

(101) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 116, p. 87.

- (102) Bigot(J.), La loi n. 89-1014 du 31 décembre 1989 portant adaptation du code des assurances à l'ouverture du marché européen, *J. C. P.* 1990, I. 3437, n° 47.
- (103) Picard et Besson, *op. cit.* n° 118, p. 201 ; n° 121, p. 205, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 484, p. 271. なお、一九六九年制定火災保険約款二二条一項一号は、通知方法について、書面(書留郵便が望ましい)または口頭(この場合には通知受領書を受け取ること)によると定める(Les nouvelles conditions générales incendie, *Rev. gén. assur. terr.*, 1970, p. 296.)。
- (104) 保険代理人は、次の規則の適用をうける。すなわち、傷害保険、火災保険その他の危険を担保する保険 (accident, incendie, risques divers) を取り扱う保険代理人は、一九四九年三月五日のデクレ第四九—三二七号が定める第一規則の適用を、生命保険を取り扱う保険代理人は、一九五〇年二月二八日のデクレ第五〇—一六〇八号が定める第三規則の適用をうける。なお、両デクレは、一九六六年一月一日のデクレ第六六—七七一号により改正されている。第一規則二条は、傷害保険等を扱う保険代理人を次のように定義する。保険代理人は、十分な専門的知識を有する自然人で、委任契約に基づき一社または複数の保険会社の代理人である。その任務は、自己の有する専門的知識を保険契約に関する情報を収集する公衆に提供し、本人たる保険会社の為に保険契約の申込をうける。また、契約を管理する業務を行う。第三規則二条は、生命保険を扱う保険代理人を次のように定義する。保険代理人は、十分な専門的知識を有する自然人で、委任契約に基づき保険会社一社の代理人である。その任務は、保険会社の代理人として、自己の有する専門的知識を保険契約に関する情報を収集する公衆に提供し、本人たる保険会社の為に保険契約の申込をうけ、既存の契約の変更 (avenant) を行い、保険金を支払い、その他契約を管理する業務を行う。また、会社が作成した領収書に基づき保険料を徴収する。傷害保険等の保険代理人と生命保険の保険代理人との主要な相違点は、次の点にある。①前者は複数の保険会社の代理人になれるが、後者は保険会社一社と代理人契約を締結する、②前者は委任契約において一定の担当地域を選定しその地域について独占(一手)締約権をもつ(第一規則一四條)、しかし、後者には原則としてそのような独占権はない(第三規則八條)、③前者の報酬は、成約手数料 (commission d'apport) と契約管理手数料の二本立てで、成約手数料については当事者間で保険料の割合をもって決定する(第一規則一〇條)、後者の場合には詳細な規定がなく当事者間で約定する旨が定められている(第三規則九條)。
- Agents généraux d'assurances を保険代理人と訳出した理由は、次の通りである。① Agents généraux d'assurances は、商法典六三二二条に定める商行為を行う者ではないので、商人ではない (Picard(M.) et Besson(A.), *Les assurances terrestres en droit français*, t. 2, 4^e éd, 1977, n° 689, p. 274)。したがって、代理店と訳出するのは不正確である。②ピカール＝ベッソン教授によれば、Agents généraux d'assurances の代理権の範囲は、個々の委任契約に依

じて異なり、例えば生命保険の場合には、締約代理権を持たない者もいるようである。そうだとすると、保険総代理人という語感に、実態にそぐわない感じがする (*Ibid.* n° 693, p. 282.)。③生命保険の保険代理人の場合には、原則として独占(一手)締約権をもたないとのことであるから、この意味でも総代理人とは言えない。

(105) Picard et Besson, *op. cit.* n° 118, p. 202 ; n° 121, p. 205, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 484, p. 271.

(106) Civ. 1^{re}, 28 juin 1983, *Rev. gén. assur. terr.*, 1984, p. 198.

(107) Picard et Besson, *op. cit.* n° 119, p. 203. なお、ピコ教授は、住宅総合保険についての濫用条項委員会の勧告に関するコメントにおいて(注(54)参照)、盗難保険が通知期間を短縮する理由として、犯人および盗難品を捜し出す必要を挙げるところに批判的である (*Rev. gén. assur. terr.*, 1986, p. 26.)。

(108) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 486, p. 272.

(109) Picard et Besson, *op. cit.* n° 119, p. 203.

(110) Recommandation n° 85-04/C. C. A., *Rev. gén. assur. terr.*, 1986, p. 163.

(111) Proposition de directive du conseil, *Rev. gén. assur. terr.*, 1979, p. 568. 安田総合研究所・前掲注(56)一九四頁。

(112) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 486, p. 272.

(113) *Code des assurances*, 8^e éd., L'Argus, 1991.

(114) Les nouvelles conditions générales de la police-incendie, *Rev. gén. assur. terr.*, 1959, p. 295.

(115) 今回の改正は、一九五九年約款と一九六九年約款の中間に位置するものと評価することができる。すなわち、一九五九年約款では失権の適用は排除されていたが、一九六九年約款ではこれが一転し被保険者の悪意・保険者の損害の有無を問わず、失権が適用される (Les nouvelles conditions générales incendie, *Rev. gén. assur. terr.*, 1970, p. 296.)。今回の改正は、これを若干緩和し保険者が損害を被った場合に限り失権を適用するからである。

(116) Picard et Besson, *op. cit.* n° 120, p. 205, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 487, p. 272.

(117) 例えば、江藤价泰「フランスにおける『仮処分』制度」『フランス民事訴訟法研究』(日本評論社、一九八八年)二四七頁参照。

(118) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 359, p. 534.

(119) Com. 6 fév. 1978, *Rev. gén. assur. terr.*, 1978, p. 546.

(120) Besson(A.), note sous Com. 6 fév. 1978, *Ibid.*

(121) Civ. 1^{re}, 13 oct. 1987, *Rev. gén. assur. terr.*, 1988, p. 108.

- (122) Picard et Besson, *op. cit.* n° 359, p. 534.
- (123) Civ. 1^{re}, 25 mai 1976, *Rev. gén. assur. terr.*, 1977, p. 190.
- (124) Civ. 1^{re}, 27 fév. 1985, *Rev. gén. assur. terr.*, 1985, p. 245.
- (125) 一九八九年改正法によって改正された点は、次の通りである。①通知事項・通知すべき事項は、改正前は、保険証券に特定されている事項であったが、改正後はこの限定がない。②危険増加の通知の時期・改正前は危険増加が保険契約者（被保険者）の行為によるものか否かで区別され、保険契約者（被保険者）の行為による場合には事前に、保険契約者（被保険者）の行為によらない場合にはその事態を知った時から八日以内に通知しなければならない。改正後は、事態を知った時から一五日以内である。③保険料の返還・改正前は、危険増加が保険契約者（被保険者）の行為による場合において、保険契約が解約されたときは、保険者は損害賠償を裁判上請求することができた。しかし、改正後は、この場合でも、保険者は未經過保険料を返還しそのような損害賠償を請求することはできない。④解約の効果の発生・改正前は、解約の効果は一般法にしたがって発生する。改正後は、解約を通知した時から一〇日後に解約の効果が発生する。⑤新保険料の承諾期間・保険者が新保険料を申し出たときは、保険契約者（被保険者）は、その申出の時から三〇日以内に、新保険料について諾否を決めればよい。改正前は、この点について特に法定されていなかった。⑥承諾期間の記載・前記⑤の承諾期間について、明瞭な文字をもって新保険料申込書に記載しなければならない。今回の改正による新設規定である。⑦失権の制裁・通知を行わなかった場合には、被保険者に失権を課する。これも今回の改正で新設された。
- (126) 危険増加の通知を履行しなかった場合には、告知義務違反に関する保険法典L一一三―八条およびL一一三―九条を適用すべきか否かについて、学説および判例において、見解が対立していた。適用否定説は、その論拠として、①L一一三―四―九条がL一一三―八条およびL一一三―九条を準用していないこと、②L一一三―八条およびL一一三―九条は契約締結時の告知に適用する規定であること、③L一一三―八条が契約の無効を規定する根拠は契約締結時の合意の瑕疵にあるが、危険増加はこれに該当しない、を指摘する。適用説は、①L一一三―四―九条は被保険者が危険増加を通知した場合の規定である、②L一一三―八条およびL一一三―九条は付保危険の告知・通知に関する一般規定である、③L一一三―八条が規定する無効は、むしろ失権である、と主張する (Picard et Besson, *op. cit.*, n° 90, p. 153)。破毀院連合部一九五三年七月八日判決は、適用説を支持しこの論争に終止符をうった。すなわち、判決は、「保険契約法二二条（保険法典L一一三―九条）は、この規定の一般性に基づき、被保険者が悪意によらずに (non intentionnelle) 通知を履行しなかった場合すべてにこれを適用する」と判示した (Civ. réun., 8 juill. 1953, *Rev. gén. assur. terr.*, 1953, p. 232)。
- (127) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n°s 339, p. 198.

(128) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 300, p. 449 et s.

(129) Civ. 1^{re}, 13 mars 1990, *Rev. gén. assur. terr.*, 1990, p. 331.

(130) Les nouvelles conditions générales incendie, *Rev. gén. assur. terr.*, 1970, p. 297.

(131) Civ. 1^{re}, 25 mars 1991, *Rev. gén. assur. terr.*, 1991, p. 827. なお、本件は、保険者が被害者に支払った保険金の償還を被保険者に対して請求する事案である。

(132) 失権の付随的効果として、ベッソン教授は、次のような点を主張する。第一に、保険者の解約権の問題がある。現行法上も、保険法典 R 一一三—一〇条にしたがい、契約を解約することができる。しかし、この規定によると、解約の効果は、解約を通知した日から一カ月経過しなければ発生せず、またこの場合には解約後の未経過保険料を払い戻さなければならぬ。被保険者が失権に該当する違反行為を行ったときは、その効果が直ちに生じかつ未経過保険料の払戻を必要としない解約権を保険者に認めてよいのではないか。法にはこのような規定はないが、一般原理 (Principes généraux) に基づいてそれを認めてもよいのではないかと主張する (Picard et Besson, *op. cit.*, n° 134, pp. 221 et s.)。これは、いわゆる特別解約権を認めるものである。すなわち、義務違反の対象となる保険事故については失権を適用し、爾後解約によって契約を消滅させるからである。

ところで、リオン大審裁判所一九八四年五月一日判決は、被保険者が虚偽の保険事故を通知した事案について、「合意は誠実に (bonne foi) 履行しなければならぬ」と規定する民法典一一三四条三項に基づき、保険者に保険契約の解約を認めた (Trib. gr. inst. Lyon, 11 mai 1984, *Rev. gén. assur. terr.*, 1984, p. 399.)。

第二に、被保険者が失権に該当する違反行為を行ったことにより、保険者が損害を被ったときは、被保険者に失権の制裁を課す他に、損害賠償義務を負担させてはどうか。特に被保険者に悪意がある場合には、この義務を課してもよいのではないか。一九三〇年制定の火災保険約款は、被保険者が失権に該当する違反行為を行ったとき、保険者に解約権を認めていたが、この場合、保険者は、損害賠償として未経過保険料を取得する事ができる旨が定められていた。この規定を一つの根拠として、保険者に損害賠償請求権を認めてはどうか (Picard et Besson, *op. cit.*, n° 134, p. 222.)。

第三は、生命保険において、例えば保険事故通知義務違反を理由として被保険者に失権の制裁が課せられた場合である。この場合は、保険金受取人による被保険者故殺に関する保険法典一一三二—一四条を類推し、責任準備金を払い戻してはどうかだろう。ただし、生命保険の約款においては、一般に保険事故通知義務を課する約定はないとのことである (Ibid., n° 132, p. 219.)。

(133) Ibid., n° 132, p. 218.

- (134) Civ. 1^{re}, 16 juill. 1964, *Rev. gén. assur. terr.*, 1965, p. 42.
- (135) 前掲注(50)参照。
- (136) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 132, p. 218.
- (137) *Ibid.*, n° 132, p. 219.
- (138) *Ibid.*, n° 89, p. 151.
- (139) *Ibid.*, n° 132, p. 219.
- 例えば、一九六九年制定火災保険約款一二条三項は、被保険者または保険契約者が、事故状況について悪意で不実の告知を行った場合、特に、悪意で、損害額を過大評価し、事故発生時に現場に存在しなかった物の罹災を主張し、保険の目的物の全部または一部を隠匿し、重複保険契約がある場合にそれを通知せず、または証明方法として不正な書類もしくは不正な手段を使用したときは、失権を一体的に適用する旨を規定する (Les nouvelles conditions générales incendie, *Rev. gén. assur. terr.*, 1970, p. 297.)。
- (140) Civ. 1^{re}, 13 nov. 1991, *Rev. gén. assur. terr.*, 1992, p. 93.
- (141) Civ. 1^{re}, 6 avr. 1965, *Rev. gén. assur. terr.*, 1965, p. 463.
- (142) Besson (A.), note sous Civ. 1^{re}, 6 avr. 1965, *Rev. gén. assur. terr.*, 1965, p. 464.
- (143) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 133, p. 220.
- 直接請求権と失権の抗弁制限に関する研究には、例えば Picard (M.) *L'action directe de la victime d'un accident contre l'assureur et l'impossibilité des déchéances postérieures à l'accident*, *Rev. gén. assur. terr.*, 1930, pp. 1 et s. および西島梅治『責任保険法の研究』(同文館出版、一九六八年)一七九頁以下がある。
- (144) Besson, *op. cit.*, n° 31, pp. 504 et s., Picard et Besson, *op. cit.*, n° 132, p. 219, Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 502 p. 280, Jacob, *op. cit.*, n° 148 p. 140.
- (145) 岩崎 稜監訳『フランス保険法典I保険契約法』(生命保険文化研究所、一九八五年)一〇〇頁。
- (146) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 706, p. 405.
- (147) Civ. 15 juin 1931. *D. H.* 1931. 411, S. 1932. 1. 169, *Rev. gén. assur. terr.*, 1931, p. 801. ミンソン教授は、「本判決について法のおよび技術的説明を発見しようとしても、実際、それはむなしいことである。……破壊院は、なによりもまず衡平かつ実地的な解決に到達しようとした」と述べている (Picard et Besson, *op. cit.*, n° 339, p. 598.)。
- (148) ポオ控訴院判決は、この権利は被保険者から移転したものと解するから、ここでは「固有」ではなく「特有」と訳出した。

- (149) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 275, p. 423 et s.
- (150) Civ. 4 déc. 1946, *D.* 1947. 25, *J. C. P.* 1947. II. 3546, *Rev. gén. assur. terr.* 1947, p. 63.
- (151) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 286, p. 435. また、ベール＝グルトゥル教授は、責任保険に関する一九三一年六月一五日判決以降の判例の傾向を次のように批評する。「一口に言うならば、判例は、社会的目的のために、ときには純粹な法理論を無視し、また必ずしも体系的整合性に配慮せずに、法廷において〔法〕を創造した (oeuvre prétorienne)。抵当権付債権者の場合について言うと、破毀院は、一種の悪魔祓い (exorcisme) を行いたかったのである。破毀院は、技術的整合性の名のもとに、責任保険における被害者の直接請求権について失権の抗弁制限を認めた真の理由を忘れてしまった」(Berr(C.) et Groutel(H.) *Les grands arrêts du droit de l'assurance*, 1978, p. 235.)
- (152) Pau, 15 juill. 1941, *J. C. P.* 1941. II. 1720, *Rev. gén. assur. terr.* 1941, p. 403.
- (153) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 596, p. 334.
- (154) Besson(A.), observations sous Pau, 15 juill. 1941, *J. C. P.* 1941. II. 1720 ; observations sous Civ. 4 déc. 1946, *J. C. P.* 1947. II. 3546, Picard(M.), note sous Civ. 4 déc. 1946, *Rev. gén. assur. terr.* 1947, p. 63, Lerebours-Pigeonnière(P.), note sous Civ. 4 déc. 1946, *D.* 1947. 25. ただし、ベリマン教授の評釈は、主としてポオ控訴院判決に関するものを参照した。
- (155) 担保権者の直接請求権の発生が保険事故以前である場合もあるが、失権の制裁は、事故発生後の被保険者の義務違反に対する制裁なので、実際には、抗弁制限の開始時期が保険事故以前に遡ることはない。
- (156) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 135, p. 222 et s.
- (157) *Ibid.*, n° 135, p. 222. 鈴木・前掲注(一)一三三〇頁。
- (158) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 135, p. 223.
- 鑑定への依頼と失権の放棄に関する判例は、多数集積しているが、それらを網羅的に紹介する研究には、note sous Civ. 1^{re}, 3 mars 1987, *Rev. gén. assur. terr.* 1987, p. 469, Margeat(H.) et Landel(J.), note sous Civ. 1^{re}, 27 fév. 1990, *Rev. gé n. assur. terr.* 1990, p. 328.
- (159) Civ. 1^{re}, 27 fév. 1990, *Rev. gén. assur. terr.* 1990, p. 328.
- (160) Civ. 1^{re}, 26 juin 1967, *Rev. gén. assur. terr.* 1968, p. 45.
- (161) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 135, p. 223.
- (162) *Ibid.*, n° 375, p. 555. 西島・前掲注(143)一三四頁以下。

- (163) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 375 p. 555.
(164) *Ibid.*, n° 375, p. 556.
(165) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 501 p. 279 ; n° 667 p. 383.
(166) *Ibid.*, n° 501 p. 279.
(167) Bigot, *op. cit.*, n° 47.
(168) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 136, pp. 223 et s. 鈴木・前掲注(1) 二二三頁。
(169) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 136 p. 224.
(170) Civ. 1^{re}, 1^{re} déc. 1969, *Rev. gén. assur. terr.*, 1970, p. 514.
(171) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 136, p. 225. 例えば、カアン民事裁判所一九四九年二月七日判決は、被保険者(夫)が死亡してから約一年後に保険金受取人である妻が事故発生のお知らせをした事例において、一九四四年の戦災によって、被保険者らは住居・個人的記録等は一切失ってしまったのだから、保険金受取人は、通知の遅滞について不可抗力を主張することができると判示した(Trib. Caen, 7 déc. 1949, *Rev. gén. assur. terr.*, 1950, p. 213)。ただし、ベッソン教授は、保険証券に保険金受取人が明記されている場合には、不可抗力を構成しないと述べる。その理由は、被保険者は、事前に保険金受取人にその旨を通知するかまたは遺言で必要な措置を講じるべきだからとのことである(Picard et Besson, *op. cit.*, n° 136, p. 225)。
(172) *Ibid.*, 鈴木・前掲注(1) 二二三頁。
(173) Picard et Besson, *op. cit.*, n° 137, pp. 225 et s. 鈴木・前掲注(1) 二二三頁。
(174) Dupuich(P.), *L'assurance-vie*, 1922, n°337, pp. 382 et s.
(175) Besson, *op. cit.*, n° 34, p. 514.
(176) Lambert-Faivre, *op. cit.*, n° 137 pp. 95 et s.
(177) 例えば、濱田盛一「保険約款の平易化をめぐって」ジュリスト九九四号(一九九二年)四〇頁以下。
(178) 石田 満「保険契約法における損害発生のお知らせ義務」『保険契約法の諸問題』(一粒社、一九七二年)一七七頁。
〔追記〕本稿脱稿後、一九八九年改正法を紹介検討する、山野嘉朗「フランス保険契約法現代化の動向」鈴木辰紀教授還暦記念『保険の現代的課題』(成文堂、一九九二年)二二三頁以下が公表された。

(一九九二年六月三〇日脱稿)